HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農業協同組合理論についての覚え書
Author(s)	美土路, 達雄
Citation	北海道大學教育學部紀要, 28, 1-41
Issue Date	1977-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29150
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_P1-41.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

農業協同組合理論についての覚え書

美土路　達　雄

A Note on the Theory of Agricultural Cooperative

Tatsuo Midoro

目　　次

まえがき…… 1
第1章　農協理論の再構成…… 2
第2章　組合＝協業基底論への批判について…… 8
第3章　各種協同組合＝協業基底論への批判について…… 15
第4章　重層構造＝運動論への批判について…… 23
あとがき…… 40

まえがき

いま，日本の農業は大変困難な局面に逢着しており，その状態と動向をめぐって多くの論議がかわされている。

そのなかで農業協同組合論も重要な一論点である。

現代資本主義のもとで，農業動向，したがって農民の生産と生活にとって，農業政策の作用力は大変な重さをもっているが，農産物価格，貿易等の市場政策，財政金融政策はもとより，土地政策，それらを総括した，いわゆる構造政策は何れも農業協同組合（以下，農協と略称する）を不可欠の政策梃杆とし，したがって，現在の農政においては，農協政策そのものが重要な位置づけをうけているのである。

だが，同時に，農民自身による自主的な農民ないし地域農業の発展の追求においても，それを農協とかかわりなく進めることはできない。それは，現在の農協が前述のような国の農政に規定され，それを避けて通ることはできぬ，というネガテイブな意味からだけではなく，みずからその構成主体であるという農協本来の組織性格の積極面においてである（そして，事実そうした先進的実践成果もあらわれつつある）。

そこに，いわゆる農協の二面性なる構造的性格がみられ，農協をめぐる論議がたえず理論的にも実践的にも重ねられる所以がある。

そうした農協の性格と機能について筆者もかっていくつかの試論を発表した。とくに，『農協の理論と現実』（「農業協同組合」誌，1956・3～9月所載）――以下「小論」と略称する――『協同組合の組織と経営に関する試論』（協同組合研究会第一回大会報告『協同組合の組織と経営』御茶の水書房，1957・3）――以下「試論」と略称する――は，同学の研究者から多くの批判をよせられ，最近もそれら小論に関説した協同組合研究書が数種発行されている。当該小論は啓蒙的な性格

もあり，論理展開も不十分かつ誤りもあるので，筆者の農協に関する理論の現代的意義につき明確にするのが，とくに新進研究者への責任と考え諸家の批判を手がかりに，自説の点検と深化の試みを覚え書きしたものである。

第1章　農協理論の再構成

1　協同組合論の課題

(1)　農協にせよ，生協にせよ，ひとはよくそれがあまりに経営主義になっていることを批判する。

それは，構成員たる労働者，農民，勤労市民が，身にせまる現代的貧困化の克服の道の一つを協同組合運動に求め，しかも協同組合がその期待に十分応えていないことへの批判であると同時に，協同組合の経営経済自体からも十分な利益を享受しえていないことへの批判でもあろう。

そうした批判者の素朴かつ感覚的な疑問の立場は別として――生活実感からの批判であるだけに，根拠はあると考えるが――もともと，協同組合はいかなる意味で運動であり，いかなる経済的特質をもつか，これはつねに古くて新しい基本問題である。

それを協同組合一般の本質と機能といいかえるなら，それにかかわって解かるべき協同組合問題の「アポリア」は――少くとも――もう2つある。

協同組合とひとくちにいっても，その存在形態はひじょうに多様である。

まず，その構成員の職業的・階級的・階層的基盤から，生協，農協，漁協，森林組合，中小企業等協同組合等々があり，またそれぞれの事業は，購買，販売，金融，加工，生産から福祉，文化関係に及ぶ。さらに，そうしたものとしての協同組合には小規模任意集団組織のものから，巨大な経営体，連合組織を形成，運営しているものまで，つまり，構成員の階級的基礎，事業範囲，組織経営の形態のコンビネーションとヴァリェーションは無数といっても言い過ぎではない。

それらが，いかなる意味で協同組合と統一的に称ばれ，いかなる機能をはたしているのか，当面主として農協を問題にするにせよ，そうした一般性をふまえての立論でなければ，その特殊性をもついにはとらえることはできないであろう。

もう一つの問題は――われわれが，当面論議するのはむろん資本主義下の協同組合であるが，それは他の経済機関とことなり，「一つの文化遺産」として社会主義社会にもちこされ，しかもそこで重要な課題を負托されていることは周知のとおり。そこにおいても，前述の協同組合の多様性が見られるが，この社会構成を異にする条件下で協同組合はいかなる統一性をもちえているのか。農協の場合には――資本主義下のそれと，社会主義社会でのそれのあり方（性格と機能）のコントラストがあまりにも顕著なだけに――その共通性の追求を放棄して，類型差としてとらえる研究者も少くないが，資本主義国の協同組合も社会主義国の協同組合もともに国際組織ICAに加入している現実はどう理解さるべきか――ICAは加入に一定の資格条件を課している――社会主義下の協同組合については別の機会にゆずるが，少くとも，その理論的連関は示される必要があろう。(注1)

こうして，協同組合論は Cooperative Jumble(雑炊) にさえなりかねない研究領域と現状にあるが，まずそれらが経済機関であるという事実を基点として，問題の要は，それら多面性の論理的な連関をどのようにとらえ，それらの運動的性格をどのようにみるか，にあると考え

る。

(2)　そうした観点からするとき，その手がかりとしてわれわれは戦前すでに2つのすぐれた農協論ないし協同組合論の研究成果をもつ。それが近藤康男『協同組合原論』（高陽書院，1934，『近藤康男著作集』第5巻，農山漁村文化協会1975に再収），井上晴丸『日本協同組合論』（研進社1949，旧著，立田信夫『日本産業組合論』，叢文閣，1937，『井上晴丸著作選集』第6巻，雄渾社，1972・7に再収）であることはいうまでもない。

この古典ともいいうる二成果に筆者のみた問題点から小論の理論的再構成の摸索ははじまる。

①　近藤理論について。「協同組合は，これを一つの運動としてみるとき，資本主義機構の下に於ける被圧迫階級の解放運動の一分野として理解されるし，また斯の如きものである限りに於いてのみ有意味である」，これは『原論』の冒頭を飾る近藤氏の協同組合観の集約であるが，それはまた同時にわれわれのものといってもよいであろう。

だが，『原論』の主内容はもっぱらその経済的機能の分析にあてられ――「協同組合の持つ意義はいろいろあるであろうが，それを経済的に把握すること，これがわれわれに課せられた任務である」――総資本の蓄積過程に協同組合を位置づけ，その分析から周知の結論を定式化した。

「その客観的役割は流通過程の組織化によって，商業利潤を節約し，平均利潤を高めるところにある」と。

その含意の第1は，現実の協同組合が主として組織され，機能する商品の流通過程の経済学的分析によって，――私的，経営的，あるいは主観的にではなく――その社会経済的機能を協同組合の「本質と限界」として明示したこと，第2はそうした客観的機能を明らかにすることによって，当時すでに戦争への軌道に農民を動員する楯杆たらしめた「産業組合主義」イデオロギーを鋭く批判したこと，この2つが成果である。前者の点についていえばそれまでの協同組合論，たとえば那須皓・東畑精一『協同組合と農業問題』（改造社，1932），本位田祥男『協同組合論』（日本評論社，1929）にたいする批判的克服であり，近藤理論によって，わが国の協同組合論ははじめて科学的「礎石」をおかれた，との評価をうけ，後者の点では，当時，産業組合によってあたかも利潤一般を揚棄しうるかの如き幻想をもって組織化を進めた産業組合主義者への強力な警告ともなった。いいかえれば，経済学的分析によって，産業組合主義思想と「運動」の根拠を砕く，そういった方法である。

だが，問題は残る。というのは，第1に，協同組合の「商業利潤の節約」という機能は――同書の中では「中間利潤」といい「商業資本」といい，あるいは「流通費」と多様に表現されているように――商業資本が，総資本の循環＝蓄積過程において産業資本から論理必然的に分化し，そのことによって平均利潤率を高めるという一般的機能に解消され，ほかならぬ協同組合が構成員によって形成され，商業資本に代位して流通過程に機能する場合の独自性は分析不十分のまま残された。第2に，そうした協同組合の経済的機能の「本質と限界」を明確にすることによって，産業組合主義の幻想にたいする適確な批判たりえたが，同時に協同組合のもつ主体的契約そのものは見失われていった。

それは一般的には半封建的地主制下の戦前の限界であったかもしれぬ（さらにまた，当時の産業組合は少数の土地管理組合――それも地主的――を例外として，それ自体としては基本矛盾たる土地制度にかかわるところが少かった）。だが，近藤理論の戦後への継承発展『続・貧しさからの解放』（中央公論社1954）においても，以上の2点は――本質的には――弱点のまま残さ

れているように考える（たとえば，農協即独占資本のパイプ説と協同組合主義的幻想論批判）。

(2) 井上理論について。近藤理論をもって，わが国協同組合理論の科学的礎石とする評価の端緒は実は井上氏のものだが，（近藤氏自身は必ずしもそれに全面的に賛意を表しているわけではないが）そうした積極的評価にたちつつも，井上氏は近藤理論のローザ・ルクセンブルグ的，労農派的方法論を批判（前者は農民的農業＝資本主義外囲説，後者はいうまでもなく地主制の評価にかかわる），つぎの2つの媒介項をおいて，協同組合の理論分析をおこなうという方法論的前進をみせた。

まず，総資本の循環＝蓄積過程における協同組合の位置と機能を理論的に確定するため――つまり「理念的平均的」資本主義下において――対象を労働者協同組合に限定し，そこでの結論，資本にとっての「流通費の節約」説に到達するが，新たにつけ加えられた積極的成果は，そこでの相対的剰余価値生産＝実現と賃金との関係，つまり協同組合の階級的帰属問題を明確に提起したことである。

そうした結論をもったうえで，つぎに農村の産業組合を分析の対象とするが，その場合，井上氏はそれを，いわゆる資本主義発展の2つのコースに位置づけ，その「上からのコース」における産業組合の現実的機能を追求する。こうした複合ウクラッド下の協同組合の機能分析，ヨリ発展させていえば国内市場の形成と編制とのかかわりからする分析は正統な方法論的深化といわねばならぬ。

だが，そこでえられた結論は，理論的には商業資本代位による流通費節約説という近藤理論の精緻化であり，日本資本主義の「現状」分析とのかかわりにおける実体規定としては，半封建的地主制的生産諸関係を明確に理論的前提として導入しつつも，産業組合＝「地主の藩屏たる自作農中堅の崩壊抑止」説という社会的機能の指摘におわった。

後者は，現代の問題にひきつけて一般化すれば，農協と農民階層分解論との関係ということにも通じるが，総資本にとっての流通経費節約機能と，地主ないし総資本のブロックにとっての自作農中堅の崩壊抑止という社会的機能は論理的不斉合性を残す。国内市場形成における論点の一つ，生産力の träger の主体的契機と，そこにおける対抗関係が正しく位置づけられていないからである。

以上にみられるように，総括的にいえば，両著に共通して残された問題点は2つに集約できる，と考えた。

第1は，協同組合の，総資本にとっての意義を以上のように規定しえたとしても，そうしたものとしての協同組合を組織し，あるいはそれに組織されえた構成員＝農民の主体的契機と，協同組合の独自構造の究明がアンタッチであること。

第2はその社会経済的機能が協同組合の内部構造との関連においてとらえられていないため，たとえば井上氏の場合，生産，加工，金融等，各種協同組合の機能を総資本とのかかわりからひとしなみに「流通経費の節約」説でおし通すという論理の不当な拡大の矛盾がみられること，である。

とすれば，筆者にとっての農協ないし協同組合理論の再構成の論点は，① 協同組合独自の内部構造，② それに照応する協同組合独自の経済法則，③ 協同組合の上部構造的性格とそこにおける主体的契機，の3点ということになる。

小論はその解明を試たものだが，以下本論の展開の前提としてその3点についての当時の考えを要約すればつぎのようになる。

2　小論「農協の理論と現実」の構成概要

(1)　組合的協業基底＝重層構造論

小論において筆者は，農協の理論分析の対象と場を，①　農民の，②　生産における，③　協同化に設定，それを起点とした。それが原型として論理的諸関連をもっとよく示すと考えたからである。

分析の対象と視角をそのように設定するとき，農民の協同化を促進する諸条件は，産業革命およびそれにともなう資本主義の，形式的・実質的農業捕捉の直接的契機たる農業技術革命(近代革命の主内容たる土地革命＝農業革命とならび，それにつづく双子革命 twin Revolution としての)と，それにともなう農民の階級分解の激化である。そうした農業生産力の階級＝階層間格差の経済的克服方法として，協同化という対応形態が試みられるわけだが，その核心は労働における協同，つまり協業である，とした。しかし，みずから資本に成長しえざる小商品生産者としての農民群の協同化であるから，小論はその独自な形態と関係を「組合的協業」と規定した。その現実的照応形態は，たとえば共同作業などである。

そのようなものとしての協業も，その生産力発展の法則によって，単純な協業，分業にもとづく協業，生産手段ないし生産諸条件の，協同化による拡大とそれにもとづく協業へと発展する。

こうした組合的協業の展開形態はその組織ないし経営様式に照応する。つまり，広義の農協の，組織体的な段階，協同の拡大生産手段＝条件なり施設をともなう経営体の段階，そうした生産手段＝条件を出資によって形成し，さらに雇傭労働によって，協同化された労働を代行せしめれば，それは明らかに資本体の段階へと成熟し，構成員から半ば自立した存在となる。しかもなお，それが協同組合として組合員の個別小商品生産者の大衆的基礎から完全に自立化しえない以上，そこには組合的協業の主体的契機が運動体的性格として措定される。いわゆる人的団体とはそうした関係に着目した規定といえるだろう。

こうして，農協を，運動体，組織体，経営体，資本体の4性格の重層構造として，小論はとらえた。

それは，一方が他方に解消しえざる独自の性格と条件をもちつつ，しかも相互に必然的に一定の序列をもって形成される，重層構造であるとみたわけである。

(2)　農協の従属的＝経過資本的性格

資本主義的生産諸関係のもとで，もっとも成熟した農協は，①　農民の出資にもとづき，②その協業労働を雇傭労働によって代位せしめる，いわゆる出資農協であるが，それは資本主義的生産諸関係の刻印する資本的外皮とともに，賃労働関係をともなう，内実ともに一種の資本となる。

「資本主義国家のもとでの協同組合が，集団的な資本主義的施設であることは，疑いをいれない」(レーニン「協同組合について」『全集』第33巻487～495頁)。

だが，それが一般的私的資本に解消しえぬつぎの4つの独自性をもつことは以上の分析から明らかであろう。

①　出資の性格，もともとこれは蓄積された農民の勤労財産を基本とし（剰余価値の蓄積形態でなく）したがってそうしたファンドによる協同組合資本は構成員の資本形成体＝半資本としての本質をもつ。

②　半ば自立した協同組合資本とはいえ，その小商品生産者的大衆的基礎から，協同組合は

その事業範囲を組合員に直接関係する部門に限定される。

③ さらにその運営は一人一票制の民主主義（あわせ脱退加入の自由）の原則，つまり組織主体による民主的管理に従属あるいは拘束された資本であり，そのかぎりでそれは資本の支配的形態としての株式会社とは明らかに異る。したがって，擬制資本化もしえない。

④ 他方，協同組合資本が個別資本として総資本の循環＝蓄積過程に包摂され，機能せしめられるかぎり，その取扱い生産物商品に商品資本としての性格が刻みこまれ，そのことによって協同組合資本は代行する小品生産者群にとって，また代位した商業その他資本にかわって資本利潤を獲得，実現していく。それが協同組合資本利潤にほかならぬが，構成員との間の分配関係を規定するのは，いわゆる利用高配当の原則（他方からいえば出資配当制限の原則）である。協同組合自体としては半ば自立化し，総資本の循環過程に位置すると同時に，他方では組合員小商品生産者に従属したものとして，協同組合自らは資本蓄積しえず，利用高（協同化の度合）に応じて剰余を配分する。これも組合員小商品生産者集団による拘束性，あるいはそれへの従属性の結果である。

そのように，協同組合資本はその出自において組合員小商品生産者の勤労財産蓄積力に規定され，その事業分野においても組合員小商品生産者の直接的諸経済活動分野に限定され，そして運営においては民主主義の原則に，また資本蓄積においては利用高配当の原則に拘束される，といった四重の従属性をもった経過的資本形成体である（したがって，その意味ではそれを不完全資本とよんでもよい）。

(3) 協同組合資本の経済傾向＝法則

しかし，総資本の循環過程で，蓄積なき資本は自らの地歩を維持しがたい。

そこで，そのような協同組合資本はつぎの衝動を潜在的に内包せざるをえない。

a 完全資本化傾向

総資本の中で，競争に伍してみずから蓄積し，拡大再生産(「有利に営める最低限の不断の上昇」――『資本論』）するための桎梏，つまり組合員小商品生産者への従属性の矛盾を資本主義的に揚棄していく傾向がある。こうした拮抗形態は，たとえば内部留保の増大，一人一票制ではなく生産＝出荷高投票制への修正，組合員小商品生産者と直接関係のない部門の兼営等々多面的な協同組合の歪みとなって現実化する。

事実，19世紀の労働者生産組合は，労働配分と出資配分の比率設定の矛盾から，株式会社へ転化したものも少くない（わが国でいえば組合製糸の営業製糸化，信用組合の地方銀行化等）。それをオッペンハイマー Franz Oppenheimer(1864～1943)は「生産組合転形の法則」gesetz der Transformation とよんだ。それは，当時の事実に即してとらえた「法則」であるが，小論はその構造を上述のような矛盾の発現形態としてとらえた。したがって完全資本に転化せずとも，つねにそうした拮抗関係を内包せる経過的資本形成体なのである。

これは直接的には個別資本としての協同組合の，組合員＝小商品生産者との間における内部矛盾にかかわる傾向＝法則である。

b 反対物への転化傾向＝法則

他方，協同組合がその運営において組合員主体への従属性を維持しえても，資本主義的生産諸関係のもとでは，総資本と小商品生産農民との基本矛盾は協同組合の内部にも滲透し，反映せざるをえない。この結果が第2の傾向である。

そのことをエンゲルスは『住宅問題』のなかで労働者協同組合を対象として，つぎのように

簡決に指摘している。

「ある地方で消費組合を一般的に実施することによって，労働者の生活資料を20%だけ安くすることができたと仮定しよう。そうすれば，労賃もそこで持続的にほぼ20%だけ，すなわちその生活資料が労働者の生活に入りこむと同じ割合で，低下しなければならないだろう。……要するにこういう節約を目的とする改革が一般的なものになれば労働者はかれの節約が安く生活することを許すと同じ割合だけ少い賃金をうけとることになろう。かれの節約はかれの利益になるのではなく，資本家の利益になる。」「かれの節約分はある程度資本になることはたしかだが，その資本というのは，かれのための資本ではなく，かれを使っている資本家のための資本なのである。」(『選集』大月版12巻上122～3頁)

こうして，協同組合はその一般化とともに，低賃金の補充物となり，機能的には資本のための協同組合，いわば反対物へ転化する傾向がある。それは，①　労働者の競争のもとにおける労働力の価値法則と　②　協同組合の普及，つまり総資本の循環過程における協同組合の地位にかかわって定式化された協同組合資本の社会経済的傾向＝法則である。

小商品生産者の場合も，一般的に農民的農産物の価値法則（生産価格でなく，費用価格水準によって規定され，それ以上の価値が「社会に無償贈与」される――『資本論』）から，協同組合資本の先駆者的利潤（それには胎芽利潤がふくまれる場合もあろう）は，その協同化による生産力水準の一般化とともに総資本によって奪いさられる傾向のあることは明らかであろう。

これを小論は一般的に協同組合資本の反対物への転化傾向としたが，石黒重明氏は前述の完全化傾向とあわせ協同組合の「推転」構造と評した（石黒重明「美上路氏の協同組合論をめぐって」農業総合研究所『総研月報』第89号，1956)。

(4)　協同組合の主体的契機と条件（運動体論）

小商品生産者（労働者でもいいが）が主体的に協同化し，または協同組合へ参加しながらも協同組合がそう推転し，資本主義的収奪と貧困化の促進条件となるとすれば，その主体的意義を維持・発展させる条件はどこに求められるべきか。

究極的には，それは社会的生産諸関係の問題になるが，資本主義下においても協同組合による生産，流通，生活の過程の社会化は組合員の力を統合し，社会的力能としていく，そうした主体的可能性があるはずだ。それを現実化するには，当面，協同組合の問題に限れば，つぎの2つの必要条件がコロラリーとして指摘されるであろう。

完全資本化傾向にたいしては，構成員集団による民主的運営と利用高配当の2原則を通じ内部矛盾を民主的に克服することの必要性である。

反対物への転化傾向にたいしては，そのメカニズムが労働力の価値法則，ないし小商品生産の価値法則に由来するとすれば，それにかかわる労働組合と農民組合との提携が不可欠の条件とならざるをえない。もともと，それらは構成員を同じ組織基盤にもつ異幹の本来的運動組織であり，それと提携しうる主体的契機をも協同組合はその組合員組織基盤からしてもっているし，もたざるをえない。そのことと切りはなしては，資本主義下の協同組合は――経済組織の限界から――「みじめな一片」「小さな孤島」にならざるをえないのである。(注2)

以上のような小論の理論構成は，その本質において，労働者生協，各種農協，また協同組合形式をもつ以上は森林組合，漁協，さらには独占資本主義下の中小企業等協同組合についても援用可能である，とした。

「小論」の理論構成はあらまし以上のとうりだが，つぎに「小論」および「試論」によせら

れた諸家の批判にそって，自説の点検と理論的深化をはかりたい。

注1. ICA（国際協同組合同盟 International Cooperative Alliance）

1895年設立，ロッチデール原則の精神にしたがい，あらゆる種類の自主的な協同組合に加盟を認めている協同組合の国際機関で，民間団体による任意の国際機関としてはもっとも古い歴史をもつ。

1964年現在で加盟団体は59ヶ国，日本はもちろん，ソ連，東欧社会主義諸国の協同組合も加入している。

1934年ロンドン大会で承認された協同組合原則はつぎのとうり。

基本原則 ①公開組合員制，②一人一票制，③剰余金の利用高配当，④出資配当制限；任意原則 ⑤政治的宗教的中立，⑥現金取引，⑦教育奨励，なお，つぎを参照されたい。

拙稿「農業協同組合におけるロッチデール原則の意義」(上・下) 協同組合経営研究所1952

同 「協同組合原則の理論的意義」(上) 協同組合経営研究所1955。

注2 「消費組合が，ある意味では社会主義の一片であることに同意する。第一に社会主義社会とは，消費のために生産を計画的に組織する一大消費組合である。第二に，社会主義は，強力な，多面的な労働運動なしには実現できないが，消費組合は，かならず，これらの多くの側面の一つである。だが問題は，そんなことにあるのではなく。権力がブルジョアジーの手中に残っているあいだは，消費組合はみじめな一片であって，なんら重大な転換を保障せず，なんら決定的変化をもたらさず，ときには変革のための真剣な闘争から脇道へそらせさえする」(『「イスクラ的」戦術の最後のことば，または蜂起の新しい動機としての模擬選挙』，1905，『全集』第9巻393～4頁——傍点は筆者)。

「協同組合は，資本主義社会のなかの小さな孤島としては商店である。協同組合は，もしも土地が社会化され，工場が国有化されている社会全体を包括するならば，社会主義である。」(『論文「ソヴエト権力の当面の任務」の最初の草稿』1918『全集』第27巻，218～220頁)。

「みじめな一片」，「小さな孤島」としての協同組合が大きく，ふえても，資本主義下ではそれ自体として反対物へ転化する傾向を内在しているわけである。

第2章 組合＝協業基底論への批判について

1. つぎに小論によせられた批判の検討にうつる。第1の批判点はこの組合＝協業基底論にあった。

「ここにとりあげられた協業は，労働力の組織形態そのものをその生産力的意味においてとらえられたものと思われるが……この論文にたいする批判がここに集中されているのにも知られるように……その後の論理展開の基礎としては物足りぬ」(紙谷貢「農協問題」，綿谷赳夫・西村甲一編『農業理論の現状と展望』第13章，東洋経済新報社1957・7)。ヨリ立入ると，批判の類型は2つにわかれる。

(1) 協業＝没歴史性との批判

第1は歴史的所産としての協同組合の理論的構築の基礎に協業を据えることの誤りを指摘する批判である。たとえば——

「『労働における協同＝協業』という概念は必ずしも資本主義社会の概念ではなく，人間の労働が存在するところには必ず自然的に発生してくるもので，封建制下でも，それ以前の社会にもあった……このような概念をもって，農協の理論的基礎に据えつけることに根本的な疑問をもつ」(風戸伊作『立論の基礎に疑問』，「農業協同組合」1956・6，83頁——同氏近著『農協理論の系譜』亜紀書房，1973・8，も同趣旨)

「それは協同組合の技術的根拠ではありえても，その存在を規定するものではありえない」(石里重明，前掲誌) と。

しかし，小論がとりあげたのは産業革命，農業技術革命後の小商品生産者の「組合的協業」であって，没歴史的との批判にかんするかぎり正鵠をえているとはいえない。もともと，協業は「歴史的にも概念的にも資本主義的生産の出発点」であり，「協業はつねに資本主義的生産様式の基本形態なのである」(『資本論』Ⅰ・423・440頁——大月版以下同じ)。それに促進されての組合的

協業なのだから。

(2)　資本主義協業論からの批判

第2類型はそうしたものとして協業を理解したうえでの批判である。たとえば――

小論は「技術概念である協業と，一定の所有関係による経営形態の概念である協同組合を混同する。同氏が（筆者のこと）依拠された『資本論』における協業は，資本家が労働の生産性をたかめて相対的剰余価値の生産を増大する……労働力編成の形態で……（マルクスが)『彼等の協業はやっと労働過程で始まるのであるが，労働過程では彼等はすでに自分自身のものではなく……労働過程にはいるとともに彼等は資本に合体されている。協業者としては，一活動有機体の手足としては，彼等自身は資本の特殊実在様式たるにすぎない』とまでいっている。……にもかかわらず，美土路がなぜこれを労働者生産協同組合のもっとも基本的なものとしてとりあげたか……同氏の思惟過程をたどると，理論的には協業を労働者生産組合のもっとも基本的な機能とすることによって『流通過程を合理化』する協同組合の現実的機能を捨象し去り，生産過程に基礎をもった協同組合の理想的概念を組立てるためである。さらに，歴史的には『続・貧しさからの解放』が協同組合の原型としてロッチデール先駆者組合をあげているのにたいし，イギリスにおける協同組合の起源はさらに古く，産業革命の開始と同時にはじまり，19世紀半頃広汎に設立されていた労働者生産組合を協同組合のより本来的形態であることを論証するためである」（奥谷松治『協同組合と共同経営』御茶の水書房，1969・1，47頁)。ちなみに伊東勇夫氏もこの点を批判をしている（伊東勇夫『現代日本協同組合論』御茶の水書房1960・11，83～85頁)。

奥谷氏の批判はさらに3点にかかわってくると考える。

①　各種協同組合の理論構成の一面化

②　労働者生産組合の歴史的短命の事実の軽視

③　現実の支配的形態，流通農協との関連分析の不足

「このような方法で，独自の概念と協同組合史観を構成し……一度抽象的な概念ができあがると概念を構成するために媒介とした労働者生産組合はすでに百年も前に資本主義の発達過程で消滅してしまったが，概念はそれによって少しも影響をうけない……すでに協同組合は主として流通過程において機能するという現実面を捨象し，生産過程における協業を基礎として，それを一層拡大したものであるから，形式は協同組合の衣装をまとっているが，その内容は資本制生産一般となんら異るところなく，資本主義社会のどの部面にも自由に通用する恐るべき神通力を発揮する」（前掲書48～50頁)。

たしかに，協同組合一般を構成主体の狭義の協業のみから説明することは一面的であり，不十分であったといわねばならないだろう（この点については次章で立入って検討したい)。

だが，小論の本旨は，生産協同組合を原型として，そこに「多くの力が1つの総力に融合することから生ずる新たな潜勢力」，「それ自体として集団力でなければならないような生産力の創造」（『資本論』Ⅰ・428頁）をもたらす協同組合的経営様式独自の内的関連とその主体的な契機の理論的追求にあった。

そのことを小論は一般的に「組合的」協業と規定したのである。だから，逆にいえば，奥谷説では，加工その他生産協同組合において協業する構成員 Kooperalierende の相互関係を資本主義的と規定するのみでいいかとの問題が残るであろう。それを促進する社会的条件としての資本主義的労働の社会化が規定的であるかぎりその反映はある。だが，そのゆえをもって直接的に資本主義的と規定するのみでは不十分であろう。

なぜなら，協業者にとって，協同生産手段は自らのものであり，したがってかれらは自らの労働の主人だからである。

「労働者たち自身の協同組合工場は，古い形態のなかでではあるが，古い形態の最初の突破口である。といっても，もちろん，それはどこでもその現実の組織では既存の制度のあらゆる欠陥を再生産しているし，また再生産せざるをえないのであるが。しかし，資本と労働との対立はこの協同組合工場のなかでは廃止されている。たとえ，はじめは，ただ，労働者が組合としては自分たち自身の資本家だという形，すなわち生産手段を自分たち自身の労働の価値増殖のための手段として用いるという形によってしかないといえる」(『資本論』，『全集』Ⅲ・561頁)

そうした経営様式にみられる組合員の協同組合的（組織＝経営様式としての）生産関係を小論は「組合的」協業とよんだのである。

2.「組合的」協業についての小括

この「組合的」ということの核心が，協同組合およびその完全資本化，あるいは反対物への転化傾向を拘束する① 民主主義の原則（脱退加入自由の原則もふくめ），② 利用高配当の原則であること，③ その本来的存続条件が労働組合，農民組合との提携にあることは前にみたとうり。

このうち，利用高配当の原則は，協同組合資本利潤を，出資 stock の果実とせず，利用＝協同（協働）の成果 flow とみる点で，基本的には資本主義的生産＝分配関係の民主的拘束の結果をあらわすものであり，妥協的なものである。その意味では，協同組合の民主主義の原則はヨリ根本的な原則といわねばならない。そこで，その原則の形成と定式化の経過に立入ってみる。

よく知られているように，それを定式化したのはマンチェスターのフランネル工のロッチデール公平先駆者組合 the Rochdale Equitable Pioneers'Society（1844――）であるが，その背景は2つ，それはイギリスの協同組合運動の実践的模索と，労働者階級の運動である。

前者から要説すると，ロッチデール組合以前にすでに別表のごとき2つの摸索過程があった。

(1) 前(マエ)オーエン主義協同組合（1760年代以降）
　a　共同慈善事業としての「協同組合」(1763年以降)
　b　友愛会形式による「協同組合」(1793年以降)
(2) オーエン主義協同組合（1820～30年代）
(3) ロッチデール式協同組合（店舗を主）

オーエン Robert Owen（1771～1858）が(1)を継承――むろん，空想的協同組合主義的社会主義であるが――New Lanark in Scottland（1800～1829），と，The New Harmony Community of Eguity in Louisiana(1826)の実験を試みたことはよく知られている。

---

1. 共同慈善事業（製粉所，パン屋の高価格に対抗，現金，原価主義）
　1760　ケント，ウールウイッチ，チヤタム造船労働者の協同製粉所
　1767　オウヴァハムプトン　前借人と地域住民で貧民専用製粉所
　1794　オックスフォード，マンジュウェル　食料品店
　1795　ハル　貧民用製粉所（貧民自らも拠金）
　1796　エシックス，ハドム　パン屋開設

2. 友愛会　friendly Society による共同経営（労働者自らによる）
　1793　シェフィールド　患者福祉協会の炭坑開さく
　1795　シェフィールド　友愛会製粉所経営
　　レスターシャ
　　ロズリィ友愛会　小麦を買い製粉

3. オウエン主義協同組合
1825 W. ラヴエットのロンドン協同組合
1827 営業資金組合（工業協同組合）設立あいつぐ
1828 ブライトン協同組合店（キング）
1830 170組合に達す
1832 衡平労働取引所
1832 400～500組合に達す

4. 連合体の試み
1830 サシックス近傍の数協同組合共同仕入部
1831 リヴァプール北西部 イギリス連合協同組合
1832 ブライトン協同組合連合会

（注） B. Potter, The cooperative Movement in great Britain, 1891
F. Hall and W. P. Watkins, Cooparation, 1934
G. D. H. Cole, A Century of cooperation, 1944
武井良明『産業革命と小経営の終焉』（未来社，1971. 6）
C. R. Fay, Cooperative at Home and Abroad の指摘については「小論」参照

かれはラダイトと異り，機械制大工業による生産力発展を積極的に評価し，産業革命による労働者の窮乏化，小生産者の没落の原因を機械そのものでなく，その導入，採用の現実形態，「競争制度」と「分業制度」(それにもとづく部分人間化）にみた。

したがって，新しい「生産関係」を——復古的小商品生産でもなく，まして古い協同体への復帰でもなく——「共同村」建設による人間の集団的自立 collective independence の追求，具体的には共同生産手段にもとづき，個体的労働諸力を自覚的に社会的労働として支出する自由な集団，農工労働の再結合集団の形成に期待した。前述の実験もその一つにほかならぬが，さらにその一環としての衡平労働取引所（いわば生産組合と流通組合との結合と労働貨幣 labour note での決済が特徴）も試みた。それらは結局失敗にいたるが，その過程で1830年初頭にはオーエン主義協同組合が数百組合つくられていった。とくに1825年恐慌につづく数年，ロンドン協同組合協会 London cooperative society の啓蒙活動を中心に労働組合，福祉協会 Benefit societies，職工学校 Mechanics' Institute において協同組合への関心が高まり，組織化の努力が広汎に追求されたからである。

しかし，その実践過程で，空想社会主義により失敗するものと，現実的な方法で残続する協同組合店舗への分化・変容がおこなわれた。その過渡形態をあらわすのがオーエン主義者，W. キング William King（1786～1865）の協同組合店舗である（1827設立)。キング方式の協同組合店舗は，① 醵出による資本形成と店舗経営，② 商品生産者の組合員化による協同作業方式の工場の設立と経営，③ 協同村の建設，という段階論的スケヂュールの第一段階に位置づけられるもの，つまり社会改革の手段としての協同店舗だった。したがって協同資本 common Capital はあくまで構成員が全員働き，貧困化からまぬがれるためのものだった。少くとも思想的には。（オーエン自身はすでにこうした方向には批判的だったが)。

これにたいして，それにつづくロッチデール組合の場合は，① 運営の民主主義とともに，② 供給の市価主義 ③ 利潤分配における教育基金の積立と残金の利用高配当の原則，を実践的に定式化して，その現実性から協同店舗の大衆的普及の端緒をひらいていったのである。

これをチャーチスト運動退潮期における素町人的俗流化，経済主義化というものもある（た

とえば（G・D・コール，ベルンシュタイン等）。

だが，ロッチデール・パイオニヤ28人のうちチャーチスト５人，社会主義者14人，とりわけ後者のうちオーエン主義者６人，これらのあいだで，協同組合資本利潤を，① 出資に応じて配当すべきか，② 輪番で店舗経営に当った組合員従業者への配当にするか，③ 利用高配当にするか，の議論がかわされ，結局後者に落付いたものであること，教育基金をおいたこと，のち協同製粉所や織布生産組合を併設していったこと等にみられるように今日の供給協同組合形式の中にもオーエンの思想は――民主主義の原則とともに――継承されていったことを軽視してはならぬ。

他方，この民主主義の原則の形成についていえば――それは「世界最初の広汎な，真に大衆的な形をなしたプロレタリア的革命運動」（レーニン）たるチャーチスト運動が選挙権その他民主的諸権利を要求して闘った，そのイギリス労働者階級の民主主義を反映，継承するものでもある。いいかえれば，協同組合の民主主義の原則は，そうした当時のイギリス労働運動，民主運動で陶冶された労働者階級のものであって，単なる協同組合の運営技術ではないことに留意せねばならぬ。

たしかに，労働者生産組合は，まだマニファクチュアの再形成の可能性のあった19世紀半ばでほぼ経焉をつげ（注３），供給協同組合が以後支配的な形態になっていくが，そうした民主主義が，協同組合にたいする構成員の民主的拘束性の保障条件としての民主主義の原則に定式化されていることの意義は正しくとらえられるべきであろう。だから，そこには――ひとしく協同組合とはいえ――経営者的，資本主義的協同組合運営と，労働者的民主主義的運営の対抗関係がある。その結果として運営の多面的な形態が展開し，又その評価をめぐってたえず議論が交わされるのである。（注４）

そうした協同組合の運営の原則に関連して，それが労働者階級の民主主義を反映する場合にもつその積極的意義をマルクスもレーニンも軽視はしなかった。ロッチデール組合の設立後23年目の1867年，第１インタナショナルの『中央委員会代表に対する個々の諸問題に関する指示』のなかでマルクスは協同組合についてこうのべている。

「国際労働者協会は，労働者階級の自然発生的な運動を統合し，それに統一性をあたえることを目的としているが，どのような学説の体系であろうとも，これを運動に命令したり，おしつけたりすることを目的とするものでは決してない。それゆえ，大会は協同組合のある特殊な制度を唱導すべきではなく，若干の一般的な原則を宣言するにとどめなければならない。

(イ) われわれは，協同組合運動は階級対立に基礎をおいた現代社会を改造する諸力の１つであると考える。この運動の大きな功績は，労働を資本に隷属させる現代の専制的な，窮乏をうみだす制度を――自由で平等な生産者の連合という共和的で幸福な制度におきかえる可能性を，実際にしめすことにある。

(ロ) けれども，賃労働の個々の奴隷が自分の努力によってつくりだしうるにすぎないような零細企業のわくのなかでは，協同組合運動は資本主義社会を改造することはけっしてできないであろう。社会的生産を自由な協同組合労働の巨大な調和のとれた制度にかえるには，全般的な社会的変化，社会機構の変化，社会の組織された力すなわち国家権力が，資本家，地主から生産者自身にうつることによってのみ達成しうるような変化が必要である。

(ハ) われわれは，協同組合商業より協同組合生産に着手することを，労働者にすすめる。前者は現代の経済機構の表面にふれるにすぎないが，後者はその基礎をほりくずすのである。

(ニ) われわれは，すべての協同組合が，その総収入の一部をさいて，協同組合原理の宣伝機関にあてること

をすすめる。この宣伝は行動ならびに言葉によって，いいかえれば，あたらしい協同組合工場の設立に協力するとともに，その学説をひろめることによっておこなわれる。

(ホ) 協同組合団体がありきたりのブルジョア的株式会社に転化するのをさけるために，各企業の労働者は株主であるかないかに関係なく，収入における平等のわけまえをうけとらなければならない。われわれは，まったく暫定的な措置として，株主が小額の利子をうけとるのをゆるすことに賛成する」(『選集』第11巻160頁)

以上のように，マルクスは協同組合の民主主義（民主的拘束性）と教育の原則に積極的意義をみとめた。これにたいして，1910年の第２インターナショナル，コペンハーゲン大会における協同組合問題小委員会『協同組合についての大会決議草案』で，レーニンはつぎのようにいう。

「大会はつぎのことをみとめる——

(1) プロレタリア協同組合は中間搾取をへらし，商品供給者のもとでの労働条件に影響をあたえ職員の状態を改善することを可能にする。

(2) プロレタリア協同組合は，ストライキ，ロックアウト，迫害その他のさいに援助をあたえることによって，大衆的な経済闘争と政治闘争においてますます重要な意義をもつようになっている。

(3) プロレタリア協同組合は，それが労働者階級の大衆を組織するときには，労働者階級に事業を自治的に運営し，消費を組織することを教え，将来の社会主義社会で経済生活の組織者の役割をはたせるように，この分野で労働者階級を訓練する。

大会は他方で次のことをみとめる。

(1) その収奪が社会主義の重要目標である当の階級の手中に生産手段と交換手段がのこっているあいだは，協同組合の達成しうる改善は，きわめて狭い範囲にかぎられている。

(2) 協同組合は，純商業的な施設であり，また競争の諸条件に圧迫されているため，ブルジョア的な株式会社に退化する傾向がある。

(3) 協同組合は，資本と直接に闘争する組織でないのに，社会問題を解決する手段であるかのような幻想を生みやすいし，現に生みだしている。

大会はそれゆえ，万国の労働者につぎのことを呼びかける——

(イ) プロレタリア協同組合に加入し，その組織を厳密に民主主義的な精神（低額の加入金，１人１株，その他）で導きながら，その発展を全面的に促進すること。

(ロ) 組合内で倦むことなく社会主義を宣伝，煽動することによって，労働者大衆のあいだでの階級闘争と社会主義の思想の普及をたすけること。

(ハ) 協同組合のなかで社会主義意識が成長するにつれて，協同組合と社会主義者の政党とのあいだに，またそれと労働組合とのあいだに，有機的な結びつきをつくり，強めること。

(ニ) それと同時に，大会はつぎのことを指摘する。生産協同組合が労働者の闘争にとって意義をもつのは，それが消費組合の構成部分であるばあいに限られる」(『全集』第16巻239～240頁)。

民主主義の原則もふくめ，協同組合にたいするマルクスの基本的なとらえ方は十分に継承されているが，両者の間の半世紀の労働者階級の実践が問題の提出の仕方をヨリ明確にしていることはあきらかであろう。とくに，その半世紀の歴史の流れは帝国主義への段階差を意味し，独占の形成がマニファクチュア的労働者生産協同組合成立の余地を決定的にせばめるにいたったことと他方における労働運動の前進とともに，帝国主義段階特有の日和見主義的潮流（このコペンハーゲン大会でいえば，フランスのジョレス派，ドイツのエルム派等）にたいする思想闘争の結果を厳密な表現と規定に反映させている，といってよい。

みられるように，両者のあいだで，明らかに異るのは生産協同組合にたいする評価であるが筆者は，その限定条件と同時に，むしろ限定づきながら承認している点に注目したい。

それは究極するところ，労働者階級の民主的拘束の現実的条件の確認と考えるが，それは単に資本主義的生産関係の民主的拘束というだけではなく，限られた範囲ではあれ，資本の論理でなく，労働者階級の生活の論理で，生産協同組合の意義を積極的に承認している，と考えるからである。

レーニンは，この大会の決議をめぐって，『ゾツイアル・デモクラート』（『全集』第16巻294~303頁）にその経過をさらに詳しく述べているが，ジョレスがデンマークの農業協同組合をひきあいにだして，「小経営主的思想」「ブルジョア的改良主義者にも受けいれられる」「協同組合の中立性」（「協同組合をなにか自足的なもの，社会問題解決のためのある手段」としてみる「経営主的見解」）を規定しようとした決議案をきびしく批判した。だが，それは，農業協同組合一般を否定したのではなく，労働者階級の民主的拘束の決定的重要性を指摘したものといってよいであろう。

その関連については，立入って整理しておく必要があろう。というのは，これら協同組合に関するマルクス・レーニンの命題は労働者協同組合についてのそれであって，直接に農協とのかかわりそのものを論じたのではないからである。

筆者が指摘しておきたい第1点は，当面その民主的拘束が当然構成協同組合の範囲（「孤島」，「一片」）にかぎられざるをえないことについてである。それは逆にいえば，かれらの変革の立場は，協同組合の教育の原則とその運用の重視につらぬいている，ということである。マルクスの場合は，協同組合工場の結成による労働者階級への「実物」教育として，レーニンの場合は，協同組合運営そのものによる労働者階級みずからの管理，統治力量の訓練の場として，また協同組合を通した社会主義の教育の組織手段として，協同組合が重視され，教育の原則がそう発展せしめられているのである。（注5）

第2点は——そうした協同組合構成員労働者の協同組合運営における民主的拘束と，協同組合外への教育の原則における民主主義との2面の関係，さらに構成員労働者と，労働者階級の民主主義的力量における相互関係は，農業協同組合の社会的経済的機能を正しく把握するうえで，とくに重要となる。

というのは，小商品生産者，つまり小所有者でもある農民の協同組合の場合，構成員の2面的な階級的性格と階層格差からする協同組合の内部矛盾は労働者協同組合の比ではない。それに関連して，農協の利用においても大経営は小経営に優越するとの周知のカウツキーの命題がしばしば引き合いにだされる。

「協同組合制度が近代的農業に対して大きな意義を有すること，而てそれはその活動せる領域においてすらも，決して大経営の小経営に対して有する優越を排除する手段を表すものではない……反対に，それは往々にしてこの優越を大ならしめる手段ですらある。それは中経営に最も便利であり，小経営に最も便利でないように思われる」（カウツキー『農業問題』〔上岩波文庫版211～212頁〕。

資本主義的再生産全体の中における農協の位置づけについてはふれられていないが，その指摘はむろん肯定さるべきである。

と同時に，そのゆえをもって協同組合の独自構造，その民主的拘束性が全く捨象されてはならないであろう。なぜなら，農民である以上，自ら労働するという勤労農民の他の一面において，それは民主主義的な客観的基礎をもつからである。ただ，つけ加えたいのは，その農民の民主主義が労働者階級の民主主義と結合してのみ，言葉の正しい意味での民主主義に発展しうるということである。

注3. C. R. Fay, Cooperative at Home and Abroad, a description and analysis, vol I, II, 1939,

London, esp, vol Ⅰ。

注4　レーニンの協同組合関係の論文には，協同組合に，階級的あるいは政治的形容を冠して叙述する場合がきわめて多い。それは，①組織基盤　②運営担当の「活動家」,「専門家」等の実体規定だけでなく　③運営方式つまり機能規定についてもその階級性をみているところに重要な問題提起があると考える。単なる資本と異った。いわゆる「協同組合らしい」経営方式の可能性の示唆があるからである。この点については拙著『鶴岡生協と住民運動』(現代企画社1968・6）参照。

注5　レーニンは協同組合の文化面，その教育力に十分注意を払っている。それについては別の機会にそのものとして論じたいが，たとえばつぎをみよ。

レーニン『社会主義的イデオロギーと文化について』(モスクワ，プログレス出版所，1972)

ズバトコフスキー,メヂンスキー『マルクス主義教育学の方法論』(明治図書出版1968),但し，後者では流通農協の位置づけが不十分であると考えられる。

第3章　各種協同組合＝協業基底論への批判について

1. 小論にたいする批判の第2点にもどろう。

生産協同組合の場合は協業基底論でよいとして，そこで構築した論理をもって各種協同組合一般に援用してよいかどうか，諸家の批判点の第2はそこにかかわってくる。

既述の奥谷氏はつづけていう。

小論が「近藤理論の協同組合の本質から流通過程合理化の側面を捨象して，産業資本一般へ解消する理論構成をとる理由には，近藤理論の側にも若干責任がある……それは協同組合を商人資本に対置して『流通過程の合理化（商業利潤の節約，市場の見通し）を主要な任務とする』ものであるといいながら，協同組合が主として，流通過程において機能するかぎり（事実そうである),かかる機能をはたす経営体はその自立化の程度に応じて，機能的に商人資本であることを明確にすべきである。この点，立田信夫氏の協同組合がかかるものであるかぎり，労働者階級か，資本家階級か，いずれかへ帰属せざるをえない必然性を明らかにしたが，機能からみた資本としての本質規定，つまりその階級帰属とは別に，商人資本であることを明確にすべきであった」(奥谷前掲者49～50頁)。

筆者が協同組合を「産業資本一般へ解消」しているとの批判は――その独自性の追求が課題であるかぎり――誤解というほかはないが,問題は――商品取扱協同組合は奥谷説でいいとしてもそれでは逆に――生産・加工協同組合はもとより，広汎に存在する金融協同組合を捨象してしまうことになる点であろう。筆者の問題意識の1つは，前にも述べたようにそうした各種協同組合をふくめ，その組織，経営形態の多様性もあわせ統一的に把握することにあった。

したがって，問題は，生産協同組合を組合的協業から理論構成し，その原型の論理をもって直接各種協同組合に適用しうるか，どうか，であろう。その点について，小論では媒介する概念として「労働の社会化」論へ,「試論」では「集団化」の概念への連繋を試みたが，その展開はきわめて不十分なものだった。問題はそこにある，と考える。

したがって，既述の，多くの協業基底論批判とともに，その媒介概念にも2つの批判がある。

(1)　協業＝集団化の論理的連関についての批判

たとえば，三輪昌男氏の批判はつぎのとうりである。

小論は――「『協同組合一般を一元的に説明し……複雑きわまる協同組織の必然性と連関性を……統一的につかむ』ために,『協業＝協同』論を展開したのであった。……(いいかえれば）協同組合の独自性を，協同の概念的な，それも経済理論上の基礎概念との直接理論的な関連における把握を通

じて，いわば基礎概念的に明らかにするものとして『協業＝協同』論を展開している……。しかし，協同を協業との直接的理論的な関連でとらえることは無理なようである。しょせん，協同は協同でしかない。つまり，それは，経済理論上のということとの対比でいって，ごく一般的な，あるいは現実的な概念である……この欠落（中間項としての媒介的論理）から『集団化』をそれ自体としてとりあげることになっているとみられる。」

ただし，三輪氏は「集団化」の概念それ自体は否定しない。したがって，それと協業との連関について，批判をする。

「『協業＝協同』論において『集団化』による一定の経済的機能の遂行が経済的利益をもたらす場合，その重要な一つの根拠が『集団化』自体の中に可能的に内蔵されていることにふれている。これは肯定されてよい視角といえよう」

しかし，前にふれたような媒介項の「欠落から『集団化』をそれ自体としてとりあげることになっているとみられ……『協業』を『根底』としてさきにみたような『協業＝協同』論を展開し，そのことを通じて『集団化』の多様性，経済的機能などを説明している（が）しかし，これが論理の倒錯であり，問題をふくんでいることはすでに明らかであろう」（三輪昌男『協同組合の基礎理論』，時潮社，1969・1，125～6頁）。

三輪氏にも，筆者にも世界史的な社会主義的協同化＝集団化が暗黙裏に射程にあったといってよいが，「集団化」の概念を直接に一般的基礎にすることは，正しいとはいえない，と筆者は考える。なぜなら——

「この協同的ないし集団的生産の原始的な型（原始共同社会における——筆者）は，たしかに，孤立した個人の弱さの結果であって，生産手段の社会化の結果ではない」（マルクス『ザスーリッチ宛手紙・草稿』）というように，「集団化」ということ自体も基本的な概念たりえないからである。

(2) 協業と大規模経済の利益の連関からの批判

もう1つの批判は，「協業」を拡張して，「大規模経済の利益」から，協同組合の多様性を統一的に説明しようとする立場のそれである。

もともと，協同組合一般の機能規定の類型には，流通経費節約説（近藤，井上，奥谷の諸氏が典型）と，大規模経済の利益説（カウツキー，リヤシチエンコ等）との2つの系統がある。前者が『資本論』の商業資本の分析に論拠をおいた機能規定であるのにたいし，後者はヨリ一般的な実体＝機能規定であるだけに，今日ではいわゆる Scale merit, Economy of large Scale として近代経済学派によっても広く援用されている概念である（ロバート・オーエンには萌芽的に両者の考え方がみられるが）。

そうした「大規模経済の利益」説の立場から——基本的には協業基底論にたいする奥谷，風戸等諸氏の批判を支持しつつも立入って——小論を批判したのが綿谷赳夫氏である。

小論の「立場であえて補足するならば，この『協業概念』は狭義の生産過程だけに限られるのでなく，たとえば生産物の選別，包装，輸送，保管など，流通過程にまで持ちこされた広義の生産過程にも妥当する……。また，単なる技術概念としての協業ではなく，特に農協のような小生産者協同組合ではその理論的端緒は『組合形式の協業』として規定される。つまり，敷衍していえば，小商品生産者を主体とした組合形式における広義の協業から，農協が発足したといえる……。この広義の協業概念をいわゆる本来の流通過程にまで拡張して，大規模生産および取引という意味で理解してよい……。このように農協の端緒を規定しなおしたうえで，わたしが主張したい点は，この端緒そのものにもう矛盾がはらまれているということである。これは小商品生産者たる農民を主体とした組合形式と，これと独自に発展せざるをえない協同内容との矛盾である。」

こうして，綿谷氏は農民階層分解論の観点から，協同組合の資本的性格と，その推転のメカニズムの分析の場を資本主義社会およびその発展段階とのかかわりに引きあげた。いわく——

「農協は，その端緒から，組合形式では小商品ウクラッドにぞくし，協同内容では外部の資本主義ウクラッドに規制され，この異質な両者の統一物として発足せざるをえなかった……その場合，(①)組合形式を支える小商品生産ウクラッドが，……農業と資本制他産業との生産性の相対的な均等発展にもとづく，順調な農民層分解を通じて解消していくとすれば，農協経営は資本家的企業や富農を主体とする一種の会社企業に転化し……(②)農業と資本制他産業との生産性の不均等発展が激化して農民層分解の発現がゆがめられるとすれば，小商品生産ウクラッドを担い手とする農協は存続しながらも，その協同内容が資本制他産業の高度な発展——とくに独占段階において——に応じて巨大な経営体を生長させ，その事実上の資本的性格に対して組合形式の方が従属化せしめられるのである。」(綿谷赳夫「最近の農協理論」，『日本農業年報』第Ⅳ集，中央公論社1957・139～141頁)

資本主義ウクラッドと小商品生産ウクラッドの関係，それも資本主義の発展段階に応じて，その矛盾を階層分解論の立場からとらえ，そうした諸関係の協同組合への反映をみる視角自体は正しい（中農肥大化論的見地は別として)。しかし，当面の課題は協同組合の独自性（主体的契機からする反作用といってもいい）にかかわる，各種協同組合形式の基礎概念の構築であり，そこを避けては，その反作用，したがって，「資本主義ウクラッドの規制」の態様も正しくとらえられず，シェマティッシュにならざるをえない。協同組合論の核心の一つは，そうした観点からする「形式」と「内容」の構造的な関係の解明にある（だから綿谷氏の場合は「内容」と「形式」を入れかえても読めるような弱点が残る)。

何れにせよ，「集団化」一般でもなく，「大規模経済の利益」一般でもなく，よってもってそれがおこなわれる内部構造とその条件の分析こそが課題なのだと考える。

2. 各種協同組合形成の構造的把握についての小括

資本主義の発展にともなう多面的な協同組合の形成と展開を統一的かつ構造的にとらえるには——筆者の現在の考えから述べるなら——それを促進してやまない資本主義的国内市場の形成の場で——そしてさらにその主体的契機までふくめて総括的にとらえるには，いわゆる労働の社会化論を基礎として分析，発展させる以外にないだろう。とりわけ，小商品生産者協同組合を対象とする場合は，複合ウクラッド下における国内市場の展開のメカニズムに即して，とらえる視角は不可欠である。小論では，そのかかわり方についての分析と論述がきわめて不十分だったので，その分析の枠組について概括的に整理を進めたい。

(1) 起点としての小商品生産者の規定

「この生産様式は，土地やその他の生産手段の分散を前提する。それは，生産手段の集積を排除するとともに，同じ生産過程のなかでの協業や分業，自然にたいする社会的な支配や規制，社会的生産諸力の自由な発展を排除する。それは生産および社会の狭い自然発生的な限界としか調和しえない」(『資本論』Ⅰ・993頁）そうした存在であり，土地所有とのかかわりからは「分割地所有は，その性質上，労働の社会的生産力の発展，労働の社会的な諸形態，資本の社会的な集積，大規模な牧畜，科学の累進的な応用を排除する」(同Ⅲ・1034頁)。

このような本質的限界が——程度の差はあれ——現在も妥当することはあきらかであろう。

(2) 発達した資本主義下の小商品生産者

歴史的にいえば自家労働力と自家所有生産手段をもって小経営を行う小商品生産者にたいし，資本が権力的かつ経済外強制的に生産手段と労働力とを一挙に大量分離する過程が，本源的蓄積期にほかならぬが，資本のそうした経済作用は産業資本の確立——小商品生産者の残存する

かぎり――後もその蓄積の過程でたえず進行してやまない。

「生産手段をますます労働から切り離し，分散している生産手段をますます大きな集団に集積しこうして労働を賃労働に転化させ，生産手段を資本に転化させるということは，資本主義生産様式の不断の傾向であり，発展法則である」(『資本論』Ⅲ・1130頁)。

(3)　一般的にはこの過程が,小生産者的自給経済の小商品生産経済への転化,小商品生産経済の資本主義経済への発展の2つの段階をへて進展することはいうまでもない。

「資本主義による労働の社会化は，つぎの過程のうちに現れる。第1に，商品生産の成長そのものが現物経済に固有の小さな経済単位の細分状態を破壊して,小さな地方的市場を巨大な国民的(ついでまた世界的）市場に結合する。自分のための生産は社会全体のための生産に転化し，そして資本主義がより高度に発展すればするほど，生産のこの集団的性格と取得の個人的性格とのあいだの矛盾はますます激しくなる。第2に，資本主義は，旧来の，生産の細分状態のかわりに，農業においても工業においても，以前にみられなかったような生産の集積をつくりだす」(レーニン『ロシヤにおける資本主義の発展』,『全集』第3巻633頁)。

一般的にいえば，こうした資本主義による小商品生産者の市場捕捉と，それにともなう階級分解の促進過程で，没落し，貧困にさらされる小商品生産者の対応の一形態が組合形式の直接的かつ部分的「労働の社会化」としての協同化ないし協同組合ということができる。

だが，もともと「労働の社会化」は全社会的歴史的な包括概念であり，小商品生産者の協同組合形式の諸モメントはヨリ具体的な資本主義的再生産構造と国内市場の形成・展開に即して総じて資本主義ウクラッドと小商品生産ウクラッドのあいだの社会的生産諸関係及び小商品生産ウクラッド＝生産様式そのものの生産関係の展開として追求されねばならないであろう。

そうした場合，資本主義の小商品生産者捕捉＝包摂過程で，①　小商品生産者を規定する資本主義的生産諸関係は，土地制度と，市場関係としてたちあらわれるが，②　資本主義の発展とともに，既述の端緒的包摂は，まず農産物の商品化を通じ，ついで生産手段（やがて歴史的に継承されたものとしての土地制度においても）も商品化され，二重，三重の市場関係へと発展する。(注6)

そうした端緒的かつ間接的な包摂の内容が成熟した産業資本の確立段階以後の，総資本の循環過程に，小商品生産の循環過程が接合，包摂される諸関係を横断的なシェーマとしてとらえると，それはつぎのように表現できるであろう。但し,ここでは総資本の循環を,産業資本，商業資本，貸付資本（利子付資本のみでなく保険資本もふくめ）の三層に集約しておく。

A　総資本の循環過程（G_j）

産業資本（G_1）　$G_1-W_1\left\{\begin{matrix}Pm\\A\end{matrix}\right.\cdots\cdots P_1\cdots\cdots W_1'-G_1'$

商業資本（G_2）　$G_2-W_2-G_2'$

銀行資本（G_3）　G_3-G_3'

（とくに括孤をつけたのは所有関係を含意，また総資本をG_jであらわす）

B　個別小商品生産者の循環過程（B_j）

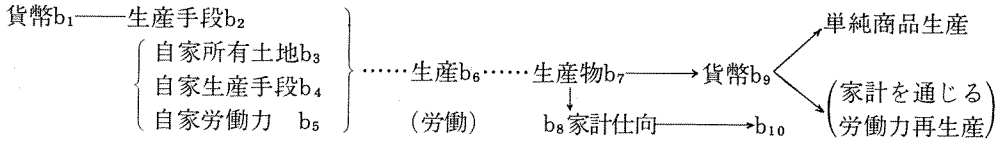

国内市場において後者の個別過程が，総資本の循環過程に接合・包摂され，協同化する場合が流通協同であり（金融もふくめ），またその包摂過程で小商品生産そのもの、協同化がおこなわれる場合が広義の生産協同であることはいうまでもないであろう。

したがって，形式的になるが，主な組合せはつぎのようになる（Σで協同化をあらわす）。

$(G_2-W_2) \sim (G_1-W_1)\sum(b_7-b_9)$　原料農産物販売過程の協同

$(G_2-W_2)\sum(b_7-b_9)$　消費用農産物販売過程の協同

$(W_2-G_2') \sim (W_1'-G_1')\sum(b_1-b_2)$　生産財購買過程の協同

$(W_2-G_2') \sim (W_1'-G_1')\sum(b_{9,10})$　消費財購買過程の協同

$(G_3-G_3')\sum(b_1-b_9)$　金融過程（そのヴァリエーションとしての保険もふくむ）の協同。

第1，第3，4の形態は商人資本との接触からそれを排除，代位して直接産業資本と接合する過程を示す。また，第2の形態は勤労消費者集団との結合となりうる。

以上が広義の流通協同であるが，それにたいし，小商品生産自体の協同は種々の亜種にわかれる。

$G_j\sum(b_{2,3,4}—b_{5,6}—b_7)$　生産手段協同，協同労働

$G_j\sum(b_{2,3,4})—b_{5,6}$　生産手段協同，個別利用

$G_j(b_{2,3,4}\sum b_{5,6})$　個別生産手段，協同労働

このほかにヴァリエーションは数多くありうるが省略し，それらを統一的に把握する場合の要点についてのみ摘記しておく。

(1)　社会的協働，つまり協業を中心とする，労働の社会化という観点から，これらさまざまな協同形態の発泡を統一的にとらえる場合，そこで規定的なのは総資本の循環と蓄積である，ということが前提となる。そうした総資本の拡大再生産＝蓄積の立体的構造の各部門，各局面に位置づけられたうえで，協同化ないし協同組合が分析されないと，企業形態論に堕しかねないであろう。

(2)　そうとらえたうえで，つぎに協同化をする小商品生産者の，協同化のメカニズムが追求されねばならない。これも必須の分析視角でなければならない。

いわば小商品生産の個別過程と総資本の循環過程の個別接触の単なる総和（たとえでいえば，$\sum(G_i-G_j)(b_i-b_j)$）が，前者の協同化を通じる接触（たとえば$(G_i-G_j)\sum(b_i-b_j)$）となることによって，そこにどのような変容と意義が生起するか，一般的にいえば，それはつぎの2層5面から，しかもその相互関係もふくめてとらえられる必要がある（今回は方法視角のみにとどめるが）。

a　労働＝経済過程

a_1　労働（生産流通との関係）過程における変化

a_2　価値（生産，実現，分配，蓄積等の諸関係）増殖過程における変化

a_3　協同の物的基礎としての生産＝流通諸手段の形成と所有関係における変化

a_{ij}　それらの相互関係

b 協同化にともなう個別的ないし集団的主体形成過程（広狭両義の生活過程は両者にかかわる）

(3) したがって，協同化ないし協同組合は(1)と(2)の両側面をもちつつ現実化するのであって，それを一面的にとらえては，その機能と実体（内部構造）およびその相互関係を十分明らかにすることはできないであろう。

まず，機能面から若干の整理をしておこう。狭義の流通協同の場合，それは一面小商品生産者の市場への対応という側面をもちつつ，他面では総資本の三層の循環過程に包摂されていく過程であり，農産物の販売協同ないし購買協同は，総資本にとって流通経費の節約であると同時に，小商品生産者にとってもそうでなければなるまい。それがさらに，商業資本を牽制し，さらに代位していく過程は，機能の部分的代位から，協同の成熟度に応じ，商業資本（それも小売，卸売りと段階があろう）そのものの代位に進む。(注７）近藤，井上，奥谷，風戸各氏の場合は主として総資本とのかかわりの側面からとらえているので，商業資本代位説となるが，以上のようなそこに至る過程と，節約流通費の分配，帰属問題が協同化する小商品生産者にとっては死活の意義をもつわけで，それが捨象されては協同組合の積極的な独自性はとられられないであろう(とくに販売協同における，流通過程に延長された生産過程の協同化の意義は小さくない)。

以上のことは広義の流通協同，つまり金融関係についても一般的にいいうるが，ここではむしろ小商品生産者の相互金融的性格と，現実の金融協同の差別性の明確な把握が必要となる。つまり，金融協同組合においては――構成員の個別過程の協同化はむしろ総資本の循環過程から排除され，高利貸資本に依存せざるをえない状況から，近代的金融機関に接合を可能ならしめ――それなかりせば困難な――受信力を獲得するところにその意義がある。したがってまた金融協同の場合は，個別過程の協同的集積そのものより，むしろ，別個の事情，たとえば販売協同にともなう取扱貨幣資本の貸付資本化，あるいは財政資金投入，さらには共済にみられるような農協そのものの前提的存在（労働者共済の場合は労働組合の存在）等が現実的な存立条件となっていくのであって，その点では販売，購買協同の場合とメカニズムは明らかに異る。

以上，何れにせよ，社会経済的には総資本の循環が，規定的であるかぎり，これら広義の流通協同は，さらに連合形式，つまり協同組合の協同という二次的形態をとることもその特質としてあげておかねばならない。そこでは，主体的契機にたいする資本側の規定性が一層卓越せざるをえないからである（だからここでは，構成協同組合の大小にかかわらざる一票制がたえず問題となり，組合員の民主的拘束はさらに間接化する傾向にある)。

(4) 生産協同について――本来的な労働の社会化からいえば，この生産における協同が核心部分をなすが，小商品生産者の小地片の所有と，孤立労働の「自由」が――流通協同に比し――この分野における協同の展開上１つの障害とならざるをえない。しかし，資本主義と小商品生産の矛盾が客観的に存在するかぎり，小商品生産の側から主体的に生産協同を摸索せざるをえない必然性はたえず内在する。したがって，戦前でいえば，それは① 第１次大戦直後の大正10年代，② 昭和10年代の第２次大戦直前から戦中にかけての労働力不足期，また戦後についていえば，③ 直後の20年代の，緊急開拓入植者の生活，生産上の必要 ④ 農地改革後の農業改革思潮の中での試み，⑤ さらに高度経済成長期のはじまる30年代前半の労力不足と農業技術の「革新」期，⑥ 30年代後半から現在にかけての労働力不足と大型機械化一貫体系の半強制的導入期等，と数波の山をみせながら生産協同の試みが展開されているのであって，それを軽視することはできない(注８)。現実の，いわゆる農協もそれにふかく関係せざるをえ

ないからである。

もともと，残存副次階級たる小生産者は資本主義的生産諸関係のもとでは小商品生産者としてプチ・ブルジョアの性格を刻印され，したがってそこでの家族労作も「資本主義的協業の基礎としての家族的協業」（レーニン,「発展」,『全集』第3巻75頁，358頁）の性格を刻印される。それはスブリヤーガ（共同畜耕）にみられるように「農民ブルジョアジーによって駆逐され没落しつつある経営の協業」（同60頁）であれ，――いや，そうであるがゆえに――労働の社会化への対応の形態として協同＝協業化の，促進される条件と主体的契機の2面をもつ。また，独立小商品生産者として，それは生産（及び流通）の各契機においても然りで，とりわけ最近のような資本主義的生産力の上昇と両ウクラッド間の不均等発展の拡大のなかでの労働力不足，機械化一貫体系（小商品生産的生産様式に対応する畜力，人力耕段階から機械力耕とりわけ大型段階への移行）は「労働手段そのものによって命ぜられた技術的必然」,「直接に社会化された，すなわち共同的な労働」（『資本論』Ⅰ・503頁）を促進するにいたる。したがって，そこには多面的な組合的協同の機能（生産，流通諸手段の充用上の節約）が展開するが，① ナロードニキ，ユジヤコフのあげた，さまざまなクスターリのアルテリの讃美にたいし，レーニンが「これらのアルテリには協業がない」（「経済学的議論と論文」1897『全集』第2巻436頁）と批判したようにそこではまさに協業が核心的地位をしめること，② それも勤労農民の民主的拘束のもとにおけるそれが重要であること，の2点をとくに指摘しておこう。

なぜなら，生産＝流通諸手段の充用上の節約を要求してやまない，その諸手段は実は資本の商品であり，その導入＝小商品生産者の生産力発展は――そのかぎりで――不等価交換という資本主義的市場関係を通し，小商品生産者の収奪，貧困化を条件として進行する，そうした基調にあるからである。（そこでは資本の側がイニシァティブをもった協同化さえ進行する）そうした悪循環（貧困を克服するための協同化と，協同化による貧困化）の克服のうえで，その主体契機及びそこにおける民主的拘束性（さらにいうなら市場関係の民主化）はもっとも重要な側面とならざるをえないのである。(注9)

(5) 以上の，生産及び流通における協同の諸契機を構成員たる小商品生産者にとっての意義という点から総括しておこう。

まず，第1に，労働の社会化に対応する形態としての協同化においては――種々のヴァリエーションをみせながらも――小商品生産者の未分化な性格から，そこに労働の協同，つまり協業との関連が――多かれ少かれ，直接間接――ともなうということをあげねばならない。そのことは本来的労働の社会化においては生産，流通何れにしろその集積とともに必ず賃労働の協業をともなうことからもそうした契機が内在することをしめす。

第2に，そうした過程に即してみるなら，小商品生産の協同は――資本主義下におけるその狭さ，不安定さから，それを克服する過程として――組織体から，経営体，資本体へと発展せざるをえない。

しかし，資本主義社会においては，およそ経済主体たるものは，協同組合といえどもその社会的生産諸関係から資本としての外的性格を刻みこまれるが，総資本の支配的存在様式たる会社形態とは内部構造が異ること，当然であろう。後者は複数の個人資本が集中され，それが単一の機能資本として循環するわけだが，その所有関係では構成員＝団体という内部構造が実現利潤の分配＝帰属関係として立現われるのにたいし,その本来的社会経済機能からすれば逆に機関＝構成員（社員）という，機能資本の単一意思による，構成員の制約＝支配関係を本質とす

る。それは合名会社，合資会社，有限会社，株式会社と継起的形態展開をみせつつも，そこに共通してみられるのは自立的に完結した資本の論理である（このほか，民法上の組合，および匿名組合等の組合形式もあるが，これも，構成員と集合資本の関係は当初より資本の論理でつらぬかれている）。

これにたいして，協同組合は，小商品生産者たる農民（あるいは労働者，勤労市民でも同じだが），つまり非資本主義的構成員が――資本主義的生産諸関係，労働の社会化に促迫されて結合された経済団体で――総資本の循環過程に包摂され，資本の外皮を刻みこまれ，また自らもその成熟と，ともに内的に資本＝賃労働関係を生んでいくが――その内部構造では非資本主義的構成員からの民主的拘束をうけ，機関＝構成員の直接的な支配関係は本来はありえないはずである。そして，そこに経済的な内部矛盾とその狭さ（「孤島」「一片」），不安定さがでてこざるをえないメカニズムがある。労働者階級の力量に比例せざるをえないからである。

その矛盾の発現形態は多面的であり，そこに――組織体，経営体，資本体各段階を通じて――「完全化」傾向と「反対物への転化」傾向と，民主的拘束の拮抗した協同組合独自の内部構造が展開するのである。

そして，そうしたものとしての協同組合が構成員小商品生産者の立場から統一的かつ究極的にとらえらるべき視点は，集団的生産力の形成ということになるであろう。(注10)

ちなみに，労働者協同組合についていえば，それは生活基金からの「資本」と家事労働の一部たる購買活動の協同によって，みずから疎外され排除された社会経済へ復帰，主体的介入をしていく，という側面をもつことをつけ加えておこう（注11）。その点で，労働者協同組合が資本主義的生産諸関係と基本的な矛盾をもつのにたいし，小商品生産者協同組合は資本主義的な労働の社会化に促進されつつ，みずから部分的な労働の社会化を試み，対応していくという差がある。したがって，この反映たる主体形成の性格は階層により，また資本主義の発展段階に応じて当然変化せざるをえないであろう。

注6　「市場関係」の概念についてはつぎを参照されたい。
拙稿「農業をめぐる市場問題」(『農林経済研究年報』第4号，第5章，農林省農林経済局1960・3，205頁）また，交換関係，交通関係から深めた研究としては，次のものが示唆にとむ。
布施鉄治『行為と社会変革の理論』(青木書店，1972・3）

注7　この過程が典型的にみられるのが鶏卵の協販であるが，その実証分析についてはつぎを参照されたい。
拙稿「養鶏主産地の進化と昭和期における共販市場の形成」(『鶏卵市場の展開と養鶏主産地の深化』農業経済研究所1963・5，16～28頁）

注8　生産協同化については厖大な文献があるが，とりあえず，つぎを参照。
戦前及び戦後初期については『農業共同化論』(農林省農政局1950・3）
高度経済成長期以降については『農村文献解題――農業共同化論』(農林省図書館1960・3）
『同――農業の装置化とシステム化』(同，1973・3）
最近は生産組織という観点からとらえられているが，それについては
「農業生産組織調査報告書」(農林省統計情報部1973・3）
『集団的生産組織育成の手引』(農林省農産課編，地球社・1974・3）
高橋正郎『日本農業の組織論的研究』(東大出版会1973・1）

注9　2層5面の諸関係の具体的な分析は別の機会にゆずるが，とりわけ所有関係がその中で規定的な条件をなすことはいうまでもないであろう。しかし，そこでも，流通協同の場合や，生産協同も融資による部分協同の場合の所有関係の拘束性は土地所有関係ほど強固ではない。

注10　従来の客観主義的，機能論的農協論では，こうした統一的観点へのかかわりの分析に大きな弱点を残

してきたといえる。土地制度（ないしそれへの対応）とのかかわりにしても同様で，わずかに農民階層分解論的論及が試みられたが（綿谷，風戸，石渡諸氏），それも如上の弱点から一面的にならざるをえなかった。

注11　最近，労働の社会論の研究の端緒が開かれ，急速にそうした視角からの把握が深まりつつある。山口正之，富沢賢治氏等の成果がそれである。

だが，富沢氏の『唯物史観と労働運動』（ミネルヴァ書房，1974・10）についていえば――啓発されるところ大であるが――「社会化」における Vergesellschaftung と Sozialisierung の「概念上の相違という問題は，かってわが国において提起されたことがなかった」（同書35頁）とのべているが，それは正しくない。それは戦前の講座派論争末期相川春喜によって提起され，小論もそれに触発されたものであった。

ちなみに，同書について筆者はつぎの点の分析の発展を期待したい。

① 労働の社会化と，運動との関係をのべるのに，その媒介に不可欠の貧困化論が十分位置づいていない点。

② 狭義の生産の社会化と，流通の社会化との関係が掘下げられていない。これは複合ウクラッドの分析に１つの制約となる。

第４章　重層構造＝運動論への批判について

つぎに協同組合の「重層構造論」にたいする批判を検討することによって，その内部構造と運動との関係をヨリ深めていきたい。

小論の重層構造論にたいする批判は，①　運動体，②　組織体，経営体，資本体，それぞれの個別性格規定にかんするものと，③　それらの相互関係にかんするものと，――むろん，両者は切り離せないが――の３つにわかれる。

1．　個別性格にたいする批判

a　資本体のとらえ方について

この点についての批判をしたのは石見尚氏である。

石見氏はまず戦後農協そのものの展開の画期をつぎのようにわける。第１期，経済復興期(占領下の農協創設期)，第２期，朝鮮戦争以後の技術革新，設備投資期（講和による主権回復下の農協再建期)，第３期，高度経済成長期（日米同盟下の農基法体制＝農協事業拡張期)の３つにわけ，その理論的反映を，第１期，新井義雄，深谷進『農業協同組合論』（潮流社『経済学講座』1959)，第２期，風戸伊作「国家独占資本主義と農業協同組合」(『経済評論』1955・２）にみる。

小論については「第３期の初期と中期の中ごろに出た見解で……これらは協同組合の経営体と人的組織との２面性を理論化しようとしたものであったが，美土路説からいえば農協は『半資本』どころか，その後，以前にもまして資本蓄積を図り，農業部面では他の追随を許さない巨大な資本に成長したことが説明できない。美土路説の失敗は，戦前の理論水準を踏襲して『利潤』の観点から協同組合の資本の性格を規定するという，逆立ちの誤りをおかしたことである。仮に百歩さがって利潤の多寡，あるいは利潤率からいっても，資本の利潤率は，一般に産業資本主義の初期の段階で高いのが普通であって，高度に発達した，成熟した社会では利潤率は下る……だから，利潤の獲得力という抽象的概念によって資本の性格づけを試みるという理論は，おそかれ，早かれ，破綻するのである」(石見尚『協同組合論の系譜』家の光協会，1968・７，200～201頁)。

b　経営体について

これは生協理論にかんしてであるが，山本秋氏は小論の重層構造の相互関連の理論的規定の不十分さを指摘したうえで，「生協というものは異質の生産関係，階級関係の二重構造」と，本質をとらえなおす（同氏「生協運動発展の原動力」中の一節「重層構造から二重構造へ」，全国生協労働組合連合会編『生協労働者と生協運動――現代の生協理論とその実践』民衆社，1976・２，102頁以降)。

「『生協』と名づけられるものの場合,『経営体』はすなわち『資本体』として理解していい」として「資本範疇，労働範疇によって社会科学的にとらえなおし」,「生協が労資の対立のなかから生れたこと，労働者階級が商業資本の形態をつくりだして商業利潤を獲得して，それで生活にプラスしようとしていること，生協が労働者階級を主体とする組合員組織と資本形態をとる経営組織との二重構造であること，簡約して労働と資本との二元的構造である」と規定している。いわば，経営体概念不要説である。

c 組織体について

これについても，山田定市氏，三輪氏の批判があるが,(注12) それを措定することの意義に疑問をよせ，それ以上積極的に理論展開はしていないので省略する（運動体については次項)。

代表的な批判はあらまし以上のごとくである。

そこで石見批判についていえば，小論は協同組合における出資と雇傭労働の導入，つまり賃労働関係の発生を内部条件とし，他方，それが総資本の蓄積過程に包摂されることを外部条件として，その資本的性格を規定したので，単に後者のみの面から利潤の発生をとらえたのではない。（また，協同組合資本の諸傾向は構成員と資本主義的生産諸関係の矛盾から発生してくるものとして，規定したのであるから，それは組織体，経営体の段階でも貫徹することはいうまでもない。ただ，それが資本体の場合もっとも明確に現象するので，それを示したにすぎない)。その意味では石見批判は当をえていないし，独占段階における商業資本利潤率の利子率化傾向（ヒルファーディング『金融資本論』)は別の問題である。

また，山本秋氏の批判についていえば，経営体と，資本体を等置したのでは，労働者階級のなかにおける協同組合労働者の独自の位置と課題――その専門性が正しくとらえられないであろう。構成員の分業関係により，専従組合員の手で運営される経営体の段階と，賃労働関係をともなう資本体の段階との区別は農協の場合とくに逸すべからざる重要な論点となる。

そうした意味では，生協にも勤労市民を構成員とするものが少くなく，同じ問題性をもつし，労働者生協の場合も，労使関係が内部矛盾に留るか，敵対的矛盾になるか，が独占段階では1つの問題点となることも指摘したい。

2. 重層構造論そのものへの批判

前者の論点も多かれ少かれ重層構造にかかわっての批判だが，そのものへの批判としてはこのほか前述した風戸氏，石田雄氏その他のものがあげられる。

石田氏はいう「全農家の99.5%を組織している農協を，中央から単協，あるいは部落単位の下部組織に至るまでの厖大な組織の,『組織』としての一貫して有する特性を把握するということは困難である。その困難性は単に農協の有する多面的性格によるだけではない。すでに農協の『重層構造』として指摘されている『運動体としての側面』,『経営組織体としての側面』,『経営体としての側面』『資本体としての側面』が認められることは事実であるが，これは……多面性の問題である。この多面性は，政治的観点からみれば，利益集団として『農政活動』の主体となる組織としての面と，農政滲透機関としての組織の面との両面性として重要な課題となるが，当面問題なのはそうした多面性をも可能にすると考えられる組織の重層構造である」として，小論にたいしては「本来異った側面からの考察を1つの重畳関係として一元的にとらえようとする点で方法的にも無理」と批判している（石田雄『現代組織論』岩波書店1961・3，106～7頁)。

（山田定市氏も同様の批判をしている――北海道大学農学部紀要別冊25号「商業資本と協同組合」16頁）

石田批判にこたえるためには問題を２つにわけねばならぬであろう。

第１は経済構造であるが，この点については，上来みてきたように小論は，協同組織体，経営体，資本体形成を，小商品生産者にそれを促迫してやまない，規定的な資本主義的労働の社会化との対応関係から，総体としてでてくる継起的な展開形態 Sequence of evolution としてとらえ，重層構造としたのであって，それは単なる側面ではない。

そのことは，形式的には社会主義的生産諸関係のもと，たとえば中国では，農民の協同化が臨時互助組，通年互助組，初級合作社から高級合作社，人民公社と発展していった経過に対応させることもできよう。（異った条件も入るが，ソ同盟のトーズ，アルテリ，コンムーナにしても同様）（注13）

ただ，つぎの２点はつけくわえておこう。

資本主義的生産諸関係のもとでは，協同組合の資本主義的成熟の論理展開序列の各段階のものが，現実に多面的に並存している。そうした意味では多面性といえるだろう。

もう一点は，資本主義下で組織体，経営体，資本体，と成熟しつつも，それらが多くの場合部分協同にとどまるかぎり，構成員経済との関係は組織体として存続せしめられるということについてである。販売，購買，金融はもちろん，生産においても，それらが全面的協同経営として自己完結すれば組織はそうした協同経営の内部組織に転化するが，部分協同ではつねに構成員との関係から独自の組織性をもたざるをえない。それを側面とよぶなら，それもよいが，それはあくまで前述の経済面での継起的発展の中心軸をふまえ，それによる各段階の組織連関性格の変容を前提としたうえで，である。

石田氏の批判の第２点は，筆者の考えからすれば，それは協同組合の経済構造（土台）に照応する，いわば上部構造の関係にかかわる。そうした意味では異った論理が入ることは指摘のとうりである。石田氏は――政治社会学的な立場から農協の「組織論」を展開し――テンニース，デュルケム，マッキーバー等の集団類型の２分法的なとらえ方の批判のうえに，みずからの組織の重層構造を措定すること，前述のとうりであるが，これについては２点を反批判したい。

第１は――農協の組織的性格を政治社会学的に分析する立場はもちろんありうるが，その組織における対抗関係は基本的には土台の経済構造に媒介されてはじめてかかるものとしてとらえられるのであって，逆ではないであろう。

第２は，その農協の組織性格は，現実には協同組合関係法に権力的に規制され――単に個別団体としての性格をこえた――階級的対立と矛盾を反映した上部構造のそれをも不可分に内包している。国家独占資本主義下では，とくにこのことが捨象されてはならないであろう。資本主義的生産諸関係を維持する機能の一環としての国の協同組合関係法は各種協同組合そのものがもつ経済的，主体的（階級的）機能に応じ，その規制の緩急を示すこと，別表の員外利用の許容限度に端的に表現されている。表示のように、それは労働者階級を中心構成員とする生協にもっともきびしく（員外利用はまったく認められていない），権力の座に近い山林地主，水産独占の関係する漁協，森林組合にゆるい　（員外利用許容限度は100％）。　また，アメリカの，シャーマン反トラスト法からクレイトン改正法を経てカッパー・ヴォルステット法にいたる農協の法的位置づけの変化はそれ自体権力の農業，農民対策のあらわれであると同時に，農民の抵抗の反映でもあって，固定した，一面的なものでないこともつけくわえておかねばならない。（別表（その２）参照）。

とすれば，農協の上部構造としての組織面にみられる農政活動と農政滲透機関としての重層

構造は，1つには経済構造を媒介にした構成員と資本の矛盾として（それも①　構成員にかかわるそれと，②　階級全体のそれとの二層が区別さるべきであるが），2つにはその上部構造を媒介としたそれとして把握さるべきで，「組織」そのものの重層性はその反映である，と考える。とりわけ，連合組織までふくめた場合は以上の2点を逸することはできないであろう。

そのような上部構造をふくめた主体的契機における対抗関係は，協同組合の組織体の段階でも，経営体の段階でも，資本体の段階でも，ひとしくみられるわけで，その意味で，桂瑛一氏が，小論は「協同組合を経済組織体と大衆組織体という2面でとらえており，しかも，それぞれ独自の目的を担うものとみなして，いわば二元論的にとらえる結果に終っている」（「協同組合の基本的性格の検討」，『農協運動の理論的基礎』，家の光協会，1974・3，174頁）と批判されるが，それは如上の意味ではそうであるというほかはない。ただ，そうした二元性を統一するのが労働の社会化論であることはのちにふれるとうりである。

（その1）日本における各種協同組合法による員外規制の態様

協同組合法の種類	員外利用限度	該　当　条　交
消費生活協同組合法	0％	12条　組合員は組合員以外のものにその事業を利用させることはできない。但し，当該行政庁の許可を得た場合はこのかぎりでない。
農業協同組合法（加工，農村工業，医療，信託）	20％（100％）	10条　一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額は当該事業年度における組合員の事業の利用分量の1/5を超えてはならない。
中小企業等協同組合法	20％	9条　組合員の利用に支障がないかぎり，組合員以外の者にその事業を利用させることができる……その量は組合員利用分量の総額の20/100をこえてはならない。
水産業協同組合法		
水産加工業協組	20％	11条　組合員が利用する事業の分量の総額の1/5をこえてはならない。
漁　　協	100％	組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の総額をこえてはならない。
森林法　施設組合	100％	79条　組合員の利用するその事業の分量を超えてはならない。

（注）　1．脱退・加入の自由，1人1票制，利用高配当，出資配当制限は各法ともうたっている。
2．又，生協法以外は員外従事者の制限がある。生産組合の特徴である（農事組合法人，1/2以内，森林生産組合，組合員の2/3以上が従事，組合の常時従事者の1/3以上は組合員たること，中小企業等協同組合，組合員の2/3以上が組合の事業に従事すること，組合事業に従事するもの，1/2以上は組合員たること）

（その２）アメリカの農業協同組合法規則

1.	連邦農業協同組合関連法制	
	1890　シァーマン反トラスト法 Sherman Anti-trust Act	協同組合，労働組合の同法適用除外措置否決
	1895　シカゴ酪農業協同組合（組合員1500）違反事件	イリノイ州反トラスト法違反で起訴，違法との判決
	〃　その他５州でも州反トラスト法違反事件	
	1910　ルイジアナ州でも同様事件	全量出荷専属利用契約（違反者に100ポンドの維持費徴収規定が私的取引業者より訴えられ，アイオワ最高裁で敗訴）
	1913　アイオワ家畜出荷組合（養豚）違反事件	
	1914　クレイトン改正法 Clayton Amendment	相互扶助，非出資，非営利の労働，農業，園芸組合はシャーマン法適用除外をきめる（出資組合は除外）
	1922　カッパー，ボルステッド法 Capper Volstead Act	法人格の有無，出資の有無にかかわらず，農業生産者が相互利益のため運営する組合で，１人１票制，出資配当８％以内，員外利用等額以内のものとする。
2.	税　　制	
	1898　連邦法人税法	組合員の相互利益のためのみの運営にかかわる農業団体は適用除外
	1926　所得税法　Revenue Act	収益税免除
	1934　オ 入 法　Internal Revenue Code 101	連邦収益税免除
3.	州　　法	
	1865　ミシガン州法　Act to authorize the formation of mechanics'and labouring mans' cooperative Association	
	1909　マサチューセッツ信用組合法	1940年　42州に
	1911　ウイスコンシン州法（販売組合法）	
	1921　アーカンサス州法	法律家 Harris Weinstock の販売組合法案1919の採用，1921～23年には26州で採用
	1922　ケンタッキー州法	判事 Bingham の努力で成立，Binghan Act といわれる

（注）　1.　このほか市場関係法，例えば Agricultural Marketing Act，財政金融関係法 Farm Credit Act，Federal Credit Act　等

2.　連邦法は Shepherd, G.S., Marketing Farm Products-Economic Analysis（井上照丸訳，農林水産業生産性向上会議1960・３）
州法は国弘員人「アメリカ協同組合」（巌松堂1948・６）

3.　市場関係法については Benedict, M.R., Can we solve the Farm problem？－Analysis of Federal Aid to Agriculture（山口辰之郎監修，同会議1958・９）をみよ。

3.　協同組合の運動体のとらえ方についての批判

それに関連して，協同組合の運動体的性格をめぐる議論についても，ふれておかねばならないであろう。

課題は，①　協同組合の運動的性格と，②　それと経済団体としての協同組合の性格との関係，の２つを明らかにすることにある。後者は石田，桂両氏の提起した批判にもかかわる。

この点から小論をとりあげて，さらに具体的に批判したのは大原純一氏である。

「ここにも未解決の問題が横たわっている……社会運動体――経済組織体――経営体――資本体としての『農協の重層構造』を『全面的かつ統一的につかまねばならない』としているが，どうす

れば可能か。また，この重層構造をユニークな『協同組合資本の運動法則』――協同組合資本の完全化傾向と反対物への転化傾向――との関係をどうみるか」(「協同組合の基本的性格」,第3節「協同組合の運動的諸側面」,――前掲『農協運動の理論的基礎』244頁）として，風戸氏とともにつぎのように批判を展開する。

「農協運動を農民運動として展開すべき可能性を見出したとしたらおそらく運動体，組織体としての面が経営体，資本体としての面より優位し，やがてはこれを圧倒していくととられる」ことになるが，「しかし同時に……協同組合資本の運動（経済）法則を提示しているということは……逆に運動体，組織体という面が，やがては経営体，資本体に圧倒されていく，というとらえ方が最も妥当な筈である」

それも「論理的矛盾」である，との批判である。それは，もう一つの前者の問題，協同組合運動そのものについての批判に発展せざるをえない。

大原批判の場合は小論が「『農協運動は農民運動と同根異幹のものである』としておきながら，同時に『両者の交錯している部分において，農協は必ずや農協運動とならねばならない』としていることも論理的におかしい」と。

大原氏は，むしろ農民組合とは同根「異幹」の，協同組合独自の運動性格の追求に重点をおいて批判しているようにみえるが，逆にそれを否定する立場，いわゆる協同組合＝経営体説の立場から批判するのが風戸氏である。

「美土路の当初の見解のように，そこでの農協運動が農民運動に転化しない限り，農民運動のないところに農協運動はない，という理論になり……遂に新しい農協運動の進路を見出すことができなかった」(風戸伊作「戦後農協理論の系譜(4)――美土路理論の展開」,『農政調査時報』第207号，1972・31～32頁，前掲書に再録)

現実を離れた運動論は生産的とはいえないが，これらの批判についても要点のみのべておこう。

(1) 資本主義下の協同組合が資本主義的関係をたえずみずからの内部に再生産することは上来指摘してきたとうり。しかし，協同組合における民主主義の原則の貫徹の程度によりそこにさまざまな差異のみられることも事実である（その事例も前にふれた)。とすれば，構成員の集団的主体形成の力量に応じて，協同組合の資本主義的運営を拘束しうるし，また事実そうであること，そうした集団的主体形成が諸民主運動のなかで前進しうることを述べたのであって，資本主義的生産関係下の経済法則と，そのもとで貧困化にさらされ，陶冶され，組織化されて前進する構成員，つまり労働者，農民，勤労市民の運動の歴史法則とを論理矛盾とするのはあたらないこと，桂氏の二元論批判の場合と同じである。

(2) 小論の協同組合運動＝同根異幹説については，筆者自身の協同組合運動観を積極的に提示しないままでの比喩なので，小論の未整理かつ粗雑の譏はまぬがれない。だが，協同組合を中心とする運動は協同組合自身の経済性に規定されること――自由度はあれ――その中には必ず協同組合自身の中小企業的要求が混在するが，それらの識別の重要性を指摘したのである。

(3) 交錯説，これも前と同様だが，本旨はむしろ組合員ベースからその統一の契機のあることを主張したかったわけで，交錯部分が先験的に固定してあるわけのものでもないであろう。（その根底には，むしろ農民運動の性格規定，戦略戦術上の方針・組織問題にかんする論争があり，そこから派生した二次的な見解差と考えられるので，いまこれ以上はたちいらないが，逆に農協の「運動」と農民運動とを矛盾するものとして峻別し，その統一の可能性を軽視する立場に筆者はたちえない)。

4. 主体的契機と協同組合原型論について

協同組合の運動的性格の分析と小括に立入るまえに，点検しておかねばならぬもう１つの論点がある。それは主体的契機と，その運動体への転化の条件としての協同組合の社会的政治的位置づけ，あるいは協同組合の「原型」の措定という方法論上の問題である。

こうした点からの批判として，平野絢子，井上周八，岡野昇一，山田定市の諸氏の指摘を最後に検討せねばならない。前三者は小論の経済学的論理展開には批判的であるが，「主体的契約の定位の試みそのものは支持する。

平野氏の場合

「協同組合理論の立論の根拠を生産過程に求めることで従来の理論的展開と異った系列に論理をすすめられたのが美土路のいわゆる『農協資本論』であるといわれている」

「きわめて多くの問題を提起した美土路『農協資本論』は，大きくわけて協同組合の本質規定に関連して，(1)『協同組合資本』の経済学的検討の深化（奥谷氏は商人資本として規定される）と，(2) 協同組合組織化の対象であり，主体である独立小生産者と小農民の自生的側面の組織化という強調点と〝進歩的〟な農民のための独占資本収奪に対抗する主体的基盤との関連，をあげることが出来よう。それらは農協理論の『枢軸』と呼ばれる近藤理論克服の可能性にたいする試金石であるが，美土路の展開は，(2)と関連して実は奥谷氏の批判された点とは別のところに問題をもつように思われる」

以上のように主体的契機を重視しつつ，平野氏は戦後農協論のそうした方向での集大成を伊東勇夫氏の『現代日本協同組合論』(1960)にみる。この点についてはいま立入れぬが，伊東氏の立論の特徴を，① 土地所有の問題に関連せしめたことと，② 『生産の総過程と協同組合の介在点』として，小生産者協同組合は「農業の生産，流通の各過程に存立の基礎をもつ骨格組織である」とした点にみたうえで，(伊東氏によって農協が)

「論理的にはっきり流通過程から『解放』されたことは……美土路の生産過程における存在の主張（結実はしなかったとしても）の展開として，更に社会主義経済への過渡期の協同組合の本質をふくめた小生産者と協同組合理論における重要な指摘と考えるのである」（平野絢子「協同組合理論をめぐる問題点」『三田学会雑誌』第54巻第７号，1961・７，これは慶応義塾経済会編『日本における経済学の100年』上・下，日本評論新社1954・７，及び10，にも一部収録）。

また，岡野，井上両氏はいう，「『近藤理論』が，資本主義社会の協同組合は資本の法則の枠外にあることはできない，という点を強調するあまり，『協同組合資本』説，『特殊な商企業』説をとり，さらに『独占資本奉仕』説をとったのに対し，農業協同組合の自主性，主体性を強調した点こそ『美土路理論』の長所であった。しかし，それを教授が『協業＝協同』説によって展開しようとしたところに，『美土路理論』のあやまりがあったのである。したがって，美土路教授の正しい意図を正しい理論の上に構築することが残された課題である」（岡野昇一，井上周八『協同組合論・批判と考察』文真堂，1976・７，148頁）。

以上の２者では，主体契機の基礎を農民にみる理解と，農協そのものにみる理解と，両様に指摘されているが，それの関連を明確にすることも課題であろう。

さらに，この協同組合の運動体としての性格，より正しくは主体的契機の理論的定位の方法としての協同組合の原型を労働者生協に求むべきか，農業協同組合に求むべきか，いわゆる「協同組合の原型論」ともいうべき一論点があり，(たとえば岡野，井上前掲書，第２篇㈠「協同組合の原型について」183～208頁)，同氏等は近藤，井上，伊東の各氏を前者，小論及びそれをさらに明確に発展させた渡辺基氏を後者にあげ，岡野，井上両氏は前者を正しいとしている（渡辺基「協同組合の基礎理論と運動論」東北大学『農業経済研究報告』第７号）

それにたいして，山田定市氏は両者を別個に考察し「相互に何れか一方を原型ないし基点として他を包摂することは適当でない」とし，みずからこう設問の上，分析を深めている。

「小生産者協同組合と消費組合をそれぞれ別個にとりあげ，その特質を明らかにしてくると，当然つぎのような疑問が生ずるであろう。すなわち，協同組合の代表的形態として小生産者協同組合と消費者組合とがそれぞれ成立の基礎，構成員の経済的性格，その機能においてそれぞれ特質を有しながらほとんど共通した運営原則に立脚しているのは何故か，ということである。このような観点から協同組合の運営原則のなかでとくにとりあげる必要のあるのは，１人１票制の原則と，利用高配当の原則，出資高配当制限の原則，などであろう。いずれも，協同組合の両形態に共通している。このように，主要な運営原則が共通していることから，どの種類にも共通した協同組合原論を構築しようとする試みは少くなかった。しかし，かかる試みがそれぞれの種類の協同組合の本質を明らかにするうえで，必ずしも的をえていない」として，労働者協同組合と農協における運営原則の実質的機能性格の共通性と差別を明確にした（山田定市「商業資本と協同組合」北海道大学農学部紀要別冊第25集「農経論叢」農産物市場論特集号1969)，要約すれば，労働者生協における１人１票制の原則は農協の場合１経営１票制であり，利用高配当，出資配当制限の原則は農協の場合，組合員の資本蓄積阻害への「配慮」という性格が附加されている，とする。

農協の場合，１経営から経営主，主婦，青年と個人加入している農協も珍しくないので，無条件に支持するわけにはいかないが，協同組合の原則が，その構成員の階級的ないし階層的性格に応じて，その実質的機能に――共通性とともに――差別性のあることの指摘は適切である（差別性の強調のうちに，共通性を否定する見解，たとえば佐伯尚美『新しい農協論』・家の光協会1972・６，は近藤原論及び小論を批判しつつ，協同組合理論の成立そのものに批判的である――同書283～６頁）

その経済的機能の差は，構成員の階級ないし階層の差と，資本主義的再生産における協同組合の位置によることは前章でみたとうりだが，本章でさらに問題となるのは，そのことをふまえたうえで，その主体的運動的側面の関連を明らかにすることである。

5. 協同組合運動論についての小括

(1) 協同組合の運動的性格検討の視角

さて，協同組合，とりわけ農協の運動体としての性格、その条件についての，筆者の小括がなされねばならないが，第２章の小括と関連せしめつつ，結論からのべるなら，つぎのように規定される。

① 一般的にいえば，協同組合は労働者，農民，勤労市民等による，労働の社会化の部分的対応形態であるが，② その運動体としての可能性は，その主体的契機に，その形式は構成員による民主的拘束性にあり，③ さらにその現実性は，労働の社会化にともなう階級的，集団的主体形成と，その民主主義的力量による（そこに協同組合の教育の原則の課題の現代的意義がある)。

したがって，現実には単なる経済組織，それも資本に完全に従属した協同組合も少くないが他方では，労働の社会化にともなう階級的集団的主体形成によって，協同組合そのもののみでなく，さらに資本主義的生産関係の民主的拘束を展望する協同組合も形成されつつあることが軽視されてはならぬ，と考える。

さきに引用した『ロシヤにおける資本主義の発展』の結論部分で，レーニンはひきつづき，労働の社会化そのものが必然的に形成する歴史的主体の，その形成過程のメカニズムについてつぎのようにのべている。

「第３に，資本主義は，先行の諸経済制度の破棄しがたい属性を成していた，いろいろの形態の人

格的隷属を駆逐する。ロシアでは，この点における資本主義の進歩性はとくにするどく現われている。なぜなら，生産者の人格的隷属は，わが国では農業ばかりでなく加工工業にも（農奴労働をもつ「工場」），鉱山業にも，漁業やその他にも存在していた（いくらかは，いまでも存在しつづけている）からである。隷属的または債務奴隷的農民の労働とくらべれば，自由な賃労働者の労働は国民経済のすべての分野で進歩的現象である。

第4に，資本主義は必然的に住民の移動性をつくりだす。ところで，この移動性は，以前の社会経済制度によっては要求されなかったし，またそれらの制度のもとでは多少とも広汎な規模では不可能だったものである。

第5に，資本主義は農業（そこでは，もっともたちおくれた形態の社会経済関係がつねに支配している）に従事する人口の割合をたえず減少させ，大きな産業中心地の数を増大させる。

第6に，資本主義は結社への，結合への住民の要求を増大させ，これらの結合に，まえの時代の結合とくらべて特殊な性格を付与する。中世社会の狭い，地方的な，身分的な団体を破壊し，激烈な競争をつくりだしつつ，それと同時に，資本主義は，全社会を，生産において相異る地位をしめる人々の大きな群に分裂させ，そしてこのような各群の内部における結合に巨大な刺激をあたえる。

第7に，資本主義による古い経済構造の前記の改変は，不可避的にまた住民の精神的風格の改変にもみちびく。

経済的発展の飛躍的性格，生産方法の急速な改変と生産の巨大な集積，人格の隷属のあらゆる形態と家父長制的関係との消滅，住民の移動，大きな産業中心地の影響，等々――これらすべてのものは，生産者の性格そのものの奥底からの改変にみちびかないではおかない」(『全集』第3巻634頁)。

このようにして形成される新しい社会勢力としての労働者階級が勤労諸階層を結合させ，協同組合にどのような運動的息吹を与えていくか，具体的には歴史的に検証し，現状分析を挑む以外にないだろう。

なぜなら，労働の社会化にともなう主体形成，勤労諸階層の結合は社会的，歴史的な一般法則であって，そのまま局部的な協同組合の現実に短絡さるわけにはいかないからである。しかし，それが社会的歴史的法則であるかぎりは，協同組合の歴史と現状のなかにもその法則の貫徹をよみとれるはずである。

ただし，その場合，つぎの諸点が留意されねばならないであろう。

第1は農協の構成員たる小商品生産農民の民主的力量にかんしてであるが，独占段階の巨大な労働の社会化にもかかわらず，なお広汎な小所有農民の存在がみられ，さらに社会主義国においてすでに農業生産が社会化された状態のもとでもその性格の残存が軽視できない，という根づよい小所有者意識がそこにはある。しかし，同時に，現在の小商品生産農民が労働の社会化の第1の契機，資本主義的，独占資本主義的商品経済の矛盾の激化のなかで陶冶され，増大する労働者階級の影響のもとでその民主的力量を蓄積しつつある，その両面をあやまりなく見定めねばならないであろう。

第2は，その労働者階級の民主的力量についてであるが，帝国主義段階において独占は，一方では労働過程における搾取を系統的に強化するのみならず，生活過程とのかかわりでも独占商品の価格と質による追加搾取 Sekundäre Ausbeutung を加重して，矛盾と対立を広汎に激成せしめつつも，他方では独占利潤の分与を通しいわゆる労働貴族を育成し，その結果労働者階級の運動的，政治的，組織的力量は必ずしも単線的に前進するわけではない。この両面も留意さるべきだろう（そうしたことは民主主義それ自体についてもいいうる）。

第3は――わが国の農協と小商品生産農民を対象とする場合の特殊性についてである。それは要約していえば，①　高度に発達した資本主義ウクラッドと，農民を支配的形態とする広汎

な小商品生産ウクラッドの並存という，きわだった日本資本主義の再生産構造の特殊性と，②国家独占資本主義期に照応した農協の，まつたき系統組織網の完成・支配という特殊性である。むろん，この2つは切りはなしがたく結合して歴史的に継承されたものであるが，先進資本主義国にその例をみいだせぬ特殊な存在様式といわねばならぬ。したがって、日本の現状分析よりする結論は往々にして一面的になりやすく，小論にはそうした弱点があったといわねばならぬ。

以上の点をふまえて，農業協同組合における主体的契機の運動的発現の条件と形態を検証したい。

(2) 現実的検証（その1 戦前）

前にふれたように，小論はその一般的条件として，協同組合の，労働組合ないし農民組合との提携の必要性を指摘した。だが，それは農協を中心にしても，現実に即して，労働者生協，農協，及び労働組合，農民組合の相互関係として，しかも労働の社会化の具体的進展状況を基礎に理論的に整理されねばならないであろう。要点のみのべる。

(イ) 産業資本主義の段階

そうした観点からするとき，それら4者の相互関係は産業資本主義の段階では明確に形成されているとはいいがたい。各国の資本主義発展のコースの具体的条件に規定されて，それぞれが独自の展開形態を示す。そのなかでいえることは，つぎの2点である。

① 小農の支配的に存在するところでは，それに照応して存在する前期的資本の収奪にたいする抵抗として流通農協が形成される。そうした主体的抵抗の要素があること。

② その要素が，いわば「純粋培養的」に顕現したのがアメリカの市民戦争後のグレーンジ運動と，それによる農協の形成である。「純粋培養」的とは，西漸運動にも表現されているように「無占取地」の広大な存在のもとで，典型的な下からの農業の資本主義化の展開過程がみられ，その初期上向発展期にあったことと，そこでの鉄道資本，農産物取扱い資本，同加工資本の地域独占による収奪（したがって，歴史的な「前期性」とは異るが，半商品生産農民を他極とする市場においては「譲渡利潤」の収奪がおこなわれる）にたいする農民独自の運動が広汎に展開されたこと，の謂である。

だが，グレーンジ運動が急速に衰退過程を辿ったことからもわかるように，この段階の自生的な農民運動及び農協は不安定なものであった。

というのは，農業における労働の社会化は，まずその第一過程，資本主義的市場包摂として展開し，地方的市場が全国的市場に連結，平準化され，そこで生産価格水準が一般化すれば，前述の譲渡利潤の矛盾はそれだけ沈静せしめられるからである。同時に，労働の社会化は，農業の市場包摂の段階から，その形式的実質的包摂過程の段階に進み，農業自体の資本主義化が踵を接して進出する。

したがって，それ以降はむしろ農協組織内部における階級ないし階層矛盾がその主体的契機の運動的顕在化の阻止条件となり，総じて，その経済構造における富農的（場合によっては農業資本家的）優位性が卓越する場合が多い（カウッキーの規定），といわねばならぬ。

(ロ) 独占資本主義の段階

一般的に工業における資本主義の発展にたいし，一歩おくれざるをえない農業の資本主義化のもとで，4者の相互関係が切りむすびだすのは全般的危機の段階以降である。

そこで1920年代の欧米の農協について要点のみのべると，つぎの特徴が指摘できる。

① 第1次大戦後農業恐慌およびそれ以降の農産物価格の低落傾向，それにたいする農業生産財の独占価格の形成は，ようやく，独自の市場問題を構成するにいたり，農協組織の矛盾もふかまる。それはつぎのような形で進行する。(注14)

② 全般的危機下の階級対立の激化を反映して，支配層の農業団体の組織強化と，それによる農協の運用が強まる。アメリカにおけるファーム・ビューロー，フランスにおけるCGA(農業総連合)，イタリアのアラブリア（地主系)，ドイツの「帝国」農村同盟等がそれである。それらのなかで，とりわけ特徴的なのは，アメリカとドイツの農協組織で，そこでは農業資本家及び地主系の農業団体の影響ないし提携のもとに農産物「協同」販売調整による価格維持が追求され，そうした方向で農協の支配がおこなわれた。その，もっとも極端な反映が1920年代前半のアメリカの棉花会議におけるアーロン・サピロの提起と，ドイツ農業協同組合ロストック大会の決議である。前者はそれまでの協同組合の原則 democratic controll に代えるに「秩序販売 orderly marketing による農産物の独占的価格維持 monopolistic price and monopolistic controll」をもってし，後者は「工業カルテル反対」から「農業カルテルの結成」への転換であった。

それが独占資本と地主と農業資本家のブロック支配の反映であることはいうまでもない（また，農産物加工独占の形成にともない，原料農産物市場における従属的販売農協ができる)。

③ 他方，農民独自の組織強化もみられる。たとえば，アメリカのファーマース・ユニオン，フランスのCNSA（農業協同組合同盟)，ドイツの「農業小経営帝国連合」,「創造的農業者同盟」，イタリアの小農，小作，農業労働者組織（4系統分立）等である。

これらのうちには，前者の方針に反対し，独自の農協運営を追求したのもあったし，また個別農協のなかには反独占運動的な性格を帯びるものもあったが（とくに購買農協)，前者の動向を抑えるまでにはいたらなかった。

④ そのなかで，見落してならないのは，ドイツの「創造的農業者同盟」(中立系)及び，1924年11月ワイマールでおこなわれた「小作農，小農および移住者同盟全ドイツ会議」の決議である。

ゲルバーの1924年4月の報告によれば前者は「都市の工業労働者とともに直接的生産物の交易」を決議（その他大土地所有の負担における土地分割，農業経営の累進課税と小農の免税，小作保護，農業及び工業資本家の暴利にたいする闘争のための都市労働者との同盟，等を決議）し，(注16)また後者も――カントールがつぎのようにのべているとうり――同様の決議をしている。

「会議は労働者消費組合への生産物の直接的販売の必要を指摘した。決議は『必要生産物の相互供給のため，外国の友宣団体，とくにロシアの農民協同組合とのもっと密接な関係を要求している。……会議は，政治闘争ぬきでは地主および富農に対する勝利を獲得することができないということをはっきり理解していない党に所属する農民も参加した。これ――あまり目ざめない人々――がまた次のように声明しているのであるから，ますます重要である。『勤労農民の自助手段として創設されたわが協同組合は，富裕な支配者たちによって，大農業者の利益擁護手段に転化されてしまった』。会議は富農および地主を協同組合から除名すべきことを要求した」（M・カントール，平館利雄訳『協同組合論』民衆社・1970・10，73～74頁)。

第2インターナショナルの変節と変質，第3インターナショナルの結集とともに，萌芽的ではあるが，労働者階級の運動の影響力はようやく農民のなかに及び，それは農協問題にも具体的反映をみせはじめたのである（第2インターナショナルは，土地解放を要求しつつも，それを労働者に分配する方針のものが多く，農民との同盟の追求は一般的に弱かった，といっていい)。

⑤　以上のように，独占資本主義の，全般的危機の段階とともに，農協組織のもつ土台の構成部分としての経済機能は，上部構造における階級的主体的性格と不可離の関係をもつにいたり，したがってその対抗関係も萌芽するが，それはやがて大恐慌後の国独資期に（あるいはそれにむかって）強化される国独資的農業諸制度，とりわけ市場編制制度にくみこまれ，その不可欠の分肢となっていくのである。

⑥　こうした1920年代前半の全般的状態について，E・ヴァルガは――1923年第1回インターナショナル農民委員会（モスクワ）採択のテーゼを敷衍しつつ――つぎのようにとらえている。

a　「工業生産物の購買者として全農業人口（とくに農民階級）は工業ブルジョアジーと甚しい対立関係をなす……トラスト，カルテルによって，その商品価格を生産価格（C＋V＋P）以上に高め，それによって農民につねに損害を与える（大地主は資本家として自らカルテルの高利潤に関与する。労働者も……資本家にたいする決定的な対立に入る）。かかる対立は現在の鋏状価格差の結果……とくにいちじるしい」

b　「農業人口は販売者として商業資本から損害をうける。この商業資本は農民の生産物を低廉に――屢々収獲する前に高利なる信用を与えることと結合していて――買い，さらにそれをヨリ高く売り，農民を犠牲にして投機をおこなうのである。資本を多くもっている大地主及び資本家的借地農は自己を防衛することを知っている。然り，屢々みずから投機にさえ参加する……多くの国々において，農民の協同組合は商業資本の，この高利を貪る行為を緩和するのである」

c　「信用をうけるものとしての農民階級は，大地主および資本家的借地農が国家から補助され，特権を与えられている農業，不動産銀行によって低利の信用をえられるにもかかわらず，貸付資本によって高利を貪ぼられている。中農および小農の可成の部分は多額の負債をおい債権者のために全く苦しんでいる。価値の低下は多くの国々において必然的に抵当負債を滅却に導いたが，その後また新しく抑圧するところの負債が設定された」

d　「広汎なる大土地所有および封建的領主権のおびただしき残滓物が支配している総べての国および地方においては，大農，中農および小農を包括している，いわゆる農民と大地主との尖鋭なる対立が存在する。経済的基礎は土地の欠乏（大農はまた彼の所有を増大せんとする衝動によって大土地所有の確然たる限界にまでつき当る），すなわち森林および牧場における大土地所有の独占を形成する。……社会的間隙は――それは財産の差別を超越している――農民と地主とを相互に分離して，経済的対立を尖鋭化する。地主はとりわけ大農および中農を経済的ならびに経済政策的組織――すなわち，協同組合，信用組合，農村同盟（団体……筆者）等――に引き入れることによってこの対立を緩和することに努めたが，それは効果がないわけではなかった。しかしながら，この対立はますます大きくなり，ある条件のもとにおいては（ロシアにおける全農民階級の農村革命がプロレタリアートの権力獲得と平行している）革命の重要な槓杆となる」。（ヴァルガ，坂井哲三訳『世界の農業・農民問題』先進社1930・11，57～59頁）。

ここでは，その経済構造において商業資本の収奪を緩和する機能をみとめても，その上部構造からの支配によって地主および資本の「政策的組織」に歪曲されていく農協のメカニズムが指摘されていることに注目せねばならぬ。

(3)　現実的検証（その2　戦後）

(ｲ)　国独資の戦後段階において，農協組織における階級的対抗関係がどう展開するか，巨大な規模で進む労働の社会化のなかで，①　その土台としての経済機能と上部構造との関係，②　そこにおける資本と労働との対抗関係をもっともよく示すのがイタリアの農協組織である。

イタリアの農協組織をみる場合，最低限つぎの4つのことは前提にされねばならない。

①　農業における階級的階層的構造　それはつぎのような複雑な階級的分布をみせる。

a　直接耕作農　（経済体の81%，農地の50%をしめる——1961年）
b　資本主義農業（経済体の８%，農地の35%）
c　農場制分益小作農（経営体の７%，農地の12%）
d　その他，非農場制分益小作農業（経営体の４%，農地の４%）
e　農業労働者の存在

② それに照応し地域構造も複雑である。
a　北西部はプロシヤ型のコースを辿って発展した世界的資本主義農業地域（米作）
b　北東部は直接耕作農の比較的多い地域（但し，農場制分益小作も少らからず存在する）
c　中部は農場制分益小作のみられる地域（但し，前者とともに最近は急速に衰退し，単なる小作関係に変化しつつある）
d　南部の巨大土地所有制下，地主の粗放大経営と，非農場制分益小作農，日傭農業労働者（出稼ぎ）の多い地域

これらのなかで，直接耕作農は各地域にみられる支配的形態の一つである。

③ 農業団体の多さ

階級別，政党別に農業団体も多様である。主なものはつぎのとうり。
a　農業資本家，地主の団体，イタリア農業総連盟及び各地域の地主，経営者の農業連合会
b　直接耕作農の団体　自立系の全国農民連盟，キリスト教民主党系の全国直接耕作農民同盟，そのほか地域の農民同盟（左派），直接耕作農民（右派）
d　小作農及び農業労働者の団体　その主流をなすのは，イタリア総同盟ＣＧＩＬ系の農業労働者組合，農業日傭労働者組合，全国分益農＝一般小作農連盟であるが，同じく労働組合のナショナルセンターＵＩＬ系の農業労働者同盟その他もある。

④ 農協組織も５系統にわかれる。
a　総合農協のフェデルコンソルチ
b　土地改革地域直接耕作農業協同組合全国連合
c　協同組合及び共済組合全国連盟（共産党系315万人）
d　イタリア協同組合同盟（キリスト教民主党系179万人）
e　イタリア協同組合総連合会（共和党，社会党系）

このうち，地主，農業資本家，独占の支配するフエデルコンソルチ系と，イタリア労働総同盟ＣＧＩＬと緊密な提携関係にある協同組合及び共済組合全国連盟はきわだった対照的性格をみせるので，これについてみる。(注16)

a　フェデルコンソルチ

エミリオ・セレーニは，このフェデルコンソルチの特徴を同業組合的性格にみる。

もともと，イタリアにおいては，第一次大戦前すでにカソリック教会最高当局が政治的経済的大衆支配及びその補強のための制度として同業組合形式を奨励し（レオ13世の労働回章「レルム・ノヴァールム」及びピオ11世の「クワドラシュジモ・アンノ」は資本家と労働者の，あるいは地主と小作の「協同」による「組合」の結成を説き，それがキリスト教系労働組合，政党の最高指導方針となっている），さらに両大戦間も，その階級矛盾の激化にたいし教権的支配グループ（資本家と地主）はそうした同業組合組織より漸次協同組合及びカソリック系銀行等の経済組織を直接耕作農民の組織化の手段として重視してきた，という歴史的背景がある。

戦後，フェデルコンソルチは――そうしたイタリアの「伝統」とともに――米穀公団その他の国独資的市場編制，また農業機械独占フィアットや肥料独占モンティカティーニ等の国際的独占体に従属せしめられた同業組合的性格の組織になっており，それについてセレーニはつぎの諸特徴を指摘している。

① 経済的レベルでも，政治的レベルでも，フェデルコンソルチは「大生産者の車に小生産者をむすびすける」同業組合となり，１人１票制の否定，経営面積ないし生産出荷量割投票制の強制と法制化により運営の拘束がおこなわれており，それをセレーニは「市場の，諸独占による同業組合的束縛」と規定している。

② すなわち，独占の代表者の，フェデルコンソルチ上層部兼任による人的支配，またその経済機能において同業組合的統制と束縛をおこない，生産者の直接的市場参加を排除すること等，それは「退化，反転」するにいたっている。(注17)

③ したがって，国内消費の削減，作付制限等による農産物価格維持と海外ダンピング，銀行の在庫融資，再割引等による利子収奪と寄生的コストの増大，財政資金の導入による農業生産の方向づけ等の槓杆とされ，フェデルコンソルチは，市場を通じる独占の農業統制，金融資本への「累進的従属」の機構となっている，とする。

ここで指摘されている，協同組合の「退化」はレーニンの第２インターナショナル，コペンハーゲン大会での決議案（本論13頁）の，また「反転」はエンゲルスの『住宅問題』における定式（本論７頁）の，さらに「市場遮断」機能はレーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』の中での分析の，国独資段階における強化として理解され，(注17)，それらが総じてヴァルガの指摘した「政策的組織」のヨリ「発展」せしめられた階級的「束縛」性としてとらえられていることが重要である。なぜなら，それは戦後一般化した国家資本，公共資本等と同じく，上部構造を媒介とした経済機関と共通の性格を強くもち，その補完制度化するにいたっているからである。

だが，そのことは同時に，労働の社会化の進展にともなう労働者階級の力量の増大とともに，農協組織に民主的拘束を加えうる可能性の増大をも意味する。

1956年当時のセレーニのとらえ方について，つぎの２つの点が注目される。

第１に，農民，農業労働者の闘いは「権利擁護的なものであれ，構造的なものであれ，本人に同業組合的性格の闘争ではなく，全体としての市民的進歩の利益のために展開，遂行される闘争と考えられるし，また現実にそのように規定される」，そうした巾広い（土地問題もふくめた）運動の展開のなかに，農協問題が位置づけられている。

第２は，それと労働者階級とのあいだの関係である。

「今日，イタリアの農村の勤労人口の多数をしめる市場向け小生産者の他の，そして決定的部分をしめる層である直接耕作農民の主要なグループを進歩的民主的経営の側に獲得するうえで，最初の数歩がふみだされたのは『解放』後のことである。……だが，民主主義的進歩，社会進歩の道のうえで，農民大衆の前進は，ますますひろく社会主義の理想に獲得されてゆくことにつきるものとみなすことはできない。じっさいには，このような成果は，直接にしろ間接的にしろ，これら大衆の組織の程度と形態の深刻な変化を規定したし，またいまも規定している。……農民の主要な層が……社会的，政治的な受身の状態を克服しはじめ，ますます広く支配的反動層の統制からはなれ，自主的な意識と組織に獲得されはじめるのは，やはりこのようにしてである」（エミリオ・セレーニ『イタリア農業の構造的改革』三一書房，1959・91～28頁）。

セレーニがこう見通してから十数年後，ＣＧＩＬと他の２つの労働組合のナショナルセンタ

— ＣＩＳＬ，ＵＩＬの統一闘争が成功，労働者階級の農民にたいする影響は大きく前進し，農協にもそれは反映する。そうした，フェデルコンソルチの対極に位置づけられる組織が前述の協同組合および共済組合全国連盟（LEGA）である。

b　協同組合及び共済組合全国連盟

このレガの特徴は，①　消費生協を中心に，農協（1,581），漁協，企業協同組合，住宅協同組合，共済組合，協同組合貿易等，各種協同組合（及び地方連合体）が結集している横断的組織構成をとっていることと，②　それがＣＧＩＬその他労働運動組織と緊密に連繋する運営方針をとっていること，である（前述の農業労働者，農民組織との提携はいうまでもない）。

「全国規模における協同組合運動の発展，すなわち，それが新たな社会集団へ拡大したこと，それが社会勢力として確立されたこと，そしてまたそれが労働者階級と中間階層の要求と闘争にたえずヨリ強く結合していくことは今日，協同組合というものを，国の社会的経済的進歩のための不可欠の民主主義的要素にしている。イタリア社会の直面する重要な課題を解決するための闘争にあたって，協同組合というものは，独自の自主的な，そして他のなにものにも変えがたい貢献をする」

その一般的課題は，「公正」な社会関係のための経済構造の改革，諸部門間，地域間格差の是正，雇傭保障と分配の公平，文化生活の実現，そのための諸計画策定への参加，等であり，具体的には，①　協同組合のもつ「断片的細分的性格」の克服，組織的事業的集中と合同，各種協同組合間の事業提携による，独占の集中支配，規制の排除，②　小売商（及びその組合）との同盟による，巨大商社，資本グループとの取引，交渉力量の強化，③　そうした方向で国，公共団体に援助措置をとらせ，④　「独占利潤に基礎をおいた蓄積方式の修正，つまり公共部門と，社会化ないし協同組合化された部門の蓄積方式の促進」と「強固な安定的国内市場の創出，勤労所得の向上と投機抑制」を追求，実現していくことである（自治体問題研究所，生活問題研究所，その他編ＬＮＣＭ『イタリアの協同組合運動』自治体研究社・1975・８）

レガはフェデルコンソルチにつぐ組織であるが，それに結集した組合員数は国民の３％（５人家族とすれば15％だが），事業量もＧＮＰの１％にみたない。

しかし，それはＣＧＩＬと提携し，生協を中心に確実に１つの社会的経済的力能に成長しつつある，といってよい。

その条件として２つのことがあげられる。

第１はＣＧＩＬの農業，農民対策とその取組である。ＣＩＳＬ，ＵＩＬと統一し，農地改革（公有地の解放と私有地の有償借地）と，農業改革（農民の連合化と協同化）の２つを方針とし，とくにこの協同化については，流通における協同化を第１段階の「初歩的形態」とし，さらにその第２段階の「進歩的形態」として生産の協同化を推進し，すでに50万にのぼる経営体（連合した農民農場）を組織していることが注目される（それは「集団主義」でなく「連合主義」として，その民主主義的関係を重視する——ＣＧＩＬ「農業改革にかんする政策」）。また，既成農協組織については，中央組織（たとえばフェデルコンソルチがそれに該当すると推測される）と地方組織を厳密に区別し，前者の施設，事業の後者への「委譲」と，前者の「たんなる調整機関」への変更を要求していることも示唆するところが大きい。

第２は，革新自治体の協同組合にたいする援助である。

もともと，レジスタンスによって，連合軍の上陸前にみずからを解放したイタリアでは，その憲法において「相互扶助の性格をもち投機の目的をもたない」協同組合の前進を保証するほか，土地改革その他も規定する，という進歩的な性格をもつ。

キリスト教民主党はじめイタリア支配層はそれらの実行を怠っているか，1969年ゼネスト後

の選挙で，エミリア・ロマーニヤ，トスカナ，ウンブリア3州の革新統一戦線州政府が成立，とくにそれにともなって制定されたエミリヤ・ロマーニヤ州憲法では協同組合の促進と援助，地域計画策定における協同組合の参加，協同組合経営に有利な流通機構の改善等がそれぞれ第3条，第4条にもりこまれ，協同組合は政治的経済的住民自治の不可欠の組織として位置づけられるにいたった。

こうした条件の成熟を前提にするとき，レガがつぎのようにのべていることに一定の現実性があることを確認できるであろう。

「独占資本主義体制ならびに国家資本主義権力のもとにおいて，巨大な経済集団の支配に抗して労働者，都市ならびに農村の中間層，婦人および青年を防衛する局面において，協同組合のもつ指導性は，集団を防衛する計画にかんしてのみならず，民主主義と自由の普遍の象徴として，新たな力と重要性を獲得」，「協同組合は，実際に，一個の自治方式を実現させうる本質的な形態の，活動的な，経済組織として，自己を表示」する（前掲書）。

(4) 若干のまとめ

以上，イタリアの事例にすぎないが，労働の社会化の進行は，労働者階級の量的質的な力量の増大を通して勤労国民各階層を結合し，国独資下の現代的貧困化克服の運動を統一し，発展させる。

そのなかで，農民は労働者につぐ階層として位置づく。こうした段階では，同一品目農産物の「擁護という『共通の利益』」（セレーニ）という外見，本質的には「勤労人民と農業小生産者の大多数の利益に反する同業組合的政策」に組織された根拠の1つ，プチブルジョア的民主主義は――国独資下の矛盾の激化とその認識とともに――労働者階級の民主主義と結合，発展しはじめている，といえる。

そして，小商品生産者たる農民の場合は，とりわけ協同組合が不可欠の位置をもつが，労働者階級の生活擁護の諸運動のなかで，労働者生協も少からぬ地位をしめ，その両者が経済的レベルでも連結せしめられているのである。

とくに，地域における住民自治，政治的経済的民主主義の追求のうえで，協同組合はその住民各階層の統一運動のセンターであり，協同組合自身もみずからその運動の担い手となっているのであって――むろん，一面化はできないが――協同組合の民主主義的な形態と，その上部構造における主体的契機は，構成員の階級的階層的統一運動の前進によって，内実をうる。そして，協同組合の民主的拘束性は，その組織的連繋の拡大とともに，経済行為においても資本主義的生産諸関係を民主的に規制しうる端緒を手中にしているといってよい。

そのようにとらえることができるなら，前述の大原氏の批判（協同組合の経済的機能と運動的性格を統一的にとらえる方法論は何か――28頁）にたいしては労働の社会化論への定位であると答えることができるし（それは協同組合の土台としての性格と上部構造とそこでの主体的契機にしても同様），また，風戸氏の批判（農協運動の進路について――28頁）にたいしては，労働の社会化にともなう諸運動の中での農協の位置の独自性をもって答えることができる。

ただし，「小論」ないし「試論」が，それらの点で問題を矮小化し，一般的に叙述した点は訂正しなければならない。

その点は，いわゆる「原型論」にも関連する。つまり，労働者協同組合，農民協同組合，何れが原型かという議論のたてかたでもなく，また両者が無縁のものとして別個に論ずるのでもなく，それらを労働の社会化論の中に位置づけてとらえることが重要なのである。

注12　山田定市「農業協同組合論」(日本経済学会連合編『経済学の動向』中巻第5章，東洋経済新報社1975・1,101頁)

同「国家独占資本主義と農業協同組合」(北大『農経論叢』第27集，1971・3)

注13　「農民経済の組合的結合は――それが生存に堪え得るものであるかぎり，資本家的産業と，資本家的銀行と，資本家的経済環境一般に依存しているのだから――資本主義的諸関係の下では，ひとり手に，資本家的企業となることを免れぬのであるが，こういう農民経済の結合は，異った諸関係の体制の内部において，プロレタリア独裁の諸条件の下でも発達するし，且つプロレタリア的産業，プロレタリア的銀行等々にも依存している……換言すれば，それは，資本主義の場合には，資本主義的組織の体制の中へ生え込んだものなら，新しい諸関係のもとで……それはまた社会主義的経済諸関係の体制の中へも生え込むものである」(ブハーリン「農業問題に関するテーゼ」――ニコライ・レーニン及びニコライ・ブハーリン著広島定吉訳『農民問題のテーゼ』白揚社，1927・2，20～21頁)。

注14　社会革命党の協同組合論を批判してレーニンはつぎのようにいった。「社会革命党の最小限綱領は，正真正銘の珍物である。この綱領には2つの項目がある。(1)『土地の社会化，すなわち，土地を全社会の所有と勤労者の用益にうつすこと』,(2)『農民を貨幣資本の権力のもとからしだいに解放する……（産業資本の権力のもとへか？）……ために，また，きたるべき集団的農耕生産を準備するために，農民のあいだであらゆる種類の社会的結合と経済的協同組合を発展させること』……最小限綱領のなかに，土地の社会化と協同組合をならべてかかげることには打あけていえば，まれにみる市民的勇気が必要だった。この最小限綱領は一方ではバブーフであり，他方ではレヴィツキー氏である。」

つまり，そこには「『ありとあらゆる協同組合』が現代社会において革命的役割を演じ，農村ブルジョアジーの強化ではなく集団主義を準備するかのように言う」欺瞞性と「土地の社会化を『最小限要求』として協同組合と同様に，手近にあるものとして『農民』にしめす」欺瞞性，があることを批判した(『革命的冒険主義』1902『全集』第6巻，206～210頁)。この批判の基本観点はむろん正しいが，その後の独占の市場収奪の激化と，労働者階級の民主的力量の増大は，「最小限綱領」においても「耕すものに土地」の要求と協同組合の民主化，(国によっては生産の協同化をふくむ）独占の民主的規制の要求をともにかかげるにいたらしめている点に留意する必要がある。

注15　ヴァルカガ『世界の農業・農民問題』(前掲）ドイツ報告の部

注16　ＣＧＩＬの農業問題にかんする方針と取組みについてはつぎを参照のこと。

河野穣『労働組合と国民生活――現代イタリアの労働運動』(三一書房，1971・11)

島崎稔・小川浩太郎「イタリア中道政権下の農業・農民問題」(暉峻衆三編著『政治革新と世界の農業問題』大月書店，1974・10)

島崎稔・美代子『ボルゴの民――イタリアの都市と農村』(中央大学出版部，1973・7)

植原義信「イタリアの農業・農民問題」(農民運動研究会編著『農民運動の基本問題』三一書房，1960・7)

注17　セレーニは同業組合による，農民の市場接触の排除を指摘しているが，このメカニズムは正確に深められるべきである。筆者の考えでは，それは，①　独占資本による市場の分断，遮断（Segmentation, price-descrimination, products-differentiation）②　市場の国家独占資本主義的編制（補助金，財政融資等による販売先，方法，その他生産上の直接干渉等）③　その一環としての同業組合支配，④　同業組合自体の非民主的な拘束性の4つによる農民の販売権（経営＝生存権の不可欠の一部）の制限ないし否定である。それは経済的には資本による市場遮断作用としてとらえることができるが，後者の関係についてはつぎを参照されたい。

拙稿『戦後の農産物市場』(下)（全国農協中央会，1959・8）268頁

モーリス・ドップ『政治経済学と資本主義』（岩波書店1952・12）183頁

レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』(『全集』第3巻371～3頁)

あ と が き

——日本の農協の場合について——

資本主義的経済関係にそって，全国的に「連合」し，巨大商社，金融＝保険独占に肩をならべるにいたった農協全国連傘下の農協にイタリアの協同組合のような新しい芽はあるのだろうか。

その芽はある，と考える。

その第1の特徴は「労働の社会化」が農協の労働者を30万近く形成し，その半数近くが組織化され，一定の力となっていることである（そこでは教研集会と同じく毎年労農研究集会がひらかれ一定の社会的力能となっている）。

その第2は，筆者のいう農民的農協の発泡である。この形容詞に別に深い意味を托しているわけではない。組合員農民と農協役員とで，独自の生産と流通の発展を追求している，言葉の正しい意味での農協がそこここに散見されるようになった。構造改善の失敗に学んで。

その第3は，筆者のいう民主的農協の発芽である。その特徴は，① 農協組合員と役員のみでなく，労働組合（それも地域共斗組織へ）とともに地域農業の発展を追求し，② それがさらに都市勤労消費者に結合（主として農畜産物の直接販売，加工），あるいは生協を設立し，③ そのことによって，逆に販売農産物確保のための地区内農業生産力の発展，近隣農協との連繋を独自に進める，といった農協の主体的発展の一タイプが最近目だつようになった（例えば大分の下郷農協，茨城の玉川農協，岩手の湯田農協，福島の福浦農協等）。

第4に，そうした動きは，実は1960年代からの物価，公害にたいする勤労消費者，地域住民の生存権をかけた諸民主運動と切りはなしがたくむすびついている。その一翼の生協運動と消費者運動の前進，これが逸すべからざる背景である，と筆者は考える。

とりわけ，1956年の独禁法改正反対を契機に日本生活協同組合連合会をセンターに結集した消費者団体連絡協議会は，炭労，炭婦協を先頭とした全国的新聞代値上げ反対闘争や，60年代の国労の反合闘争と国鉄運賃値上げ反対闘争との結合その他を通じて各婦人団体はもとより，総評，産別，同盟，中立労連，新産別等の結集もえて，文字通り消費者運動のナショナルセンターとしての力量をそなえだした。こうした力量が，71年のカラーテレビの二重価格制の廃止値下げ，73，4年の物価「狂乱」時の不当利得の現金返還，放出，溯及課税から独禁法改正案の提起等，独占の民主的規制，原価公開を迫る運動の力量に育ちだしているのである。そしてそうした力が他方では日常的な生活防衛としての産地直結（産地からの直販でなく，産地への直結，つまり労働者側からの農民への結合），それを基礎とした協同組合間協同の新しい方式が結実しつつある。民主的農協の発芽の背景は実はそうした状勢である。

かって，レーニンは『貧農に訴える』のなかでこういった。

「ブルジョアジーは中農にむかって（そして小農にむかってさえも）言う。われわれは，君たちに（協同組合をつくることによって……筆者）土地を安く売り，プラウを安く売ることにしよう。そのかわり，君たちはわれわれに自分の魂を売れ，金持全体とたたかうのを思い切れ，と。

社会民主々義者はつぎのように言う。もし彼らがほんとうに安く売るのなら，金さえあったら，君たちは買ったらいいだろう。それは商売の問題である。だが，自分の魂はけっして売ってはならない。都市の労働者といっしょにブルジョアジー全体とたたかうのを思いきるのは，いつまでも貧困と困窮のうちに過すことを意味する」と（1903『全集』第1巻399頁）。

いまや，魂の力が商売を規制する模索が手答えをえつつある，といってよい。労働の社会化はそこまで進んだ，とも。

第5に，住民自治の前進したいわゆる革新自治体では，たとえば京都府では住民としての農民の生産と生活擁護のため，いわゆる京都府食管，野さい価格安定政策等，農協の民主的支援を，また東京，神奈川等では区内勤労消費者の生活擁護の一環として生協の援助，産地農協との農畜産物独自の安定供給契約をむすぶにいたっている。こうして，住民自治の経済的一翼には必ず生協，農協，その相互関係が位置づけられだしているし，その必然性と現実性はある。（注18）

むろん，以上の諸点にみられる住民自治が協同組合の民主的運営を通じて，農民の集団的生産力の持続的発展を展望するには多くの条件とりわけ土地問題の解決を必要とするだろう。

しかし，よってもって，国民勤労諸階層の生産と生活が成立っている商品の，その物神性の逆手をとって――弱い環ながら――その市場関係が変えられはじめ，協同組合の民主的拘束が協同組合の内部だけではなく，外へむかいだしていることは注目すべきだと考える。

自治体において，民主的な首長から，議員，自治労，住民諸組織の提携が進むにしたがって住民自治の民主主義レベルが前進してきたように，そのなかで農協，協同組合でも，組合員，協同組合労働者，さらに地域住民組織と，民主的拘束の力量が広がり強まり，役員，組合長が呼応するなら，集団的生産力発展の手がかりも確実なものになっていくにちがいない。

注18　拙稿「革新自治体の青果物流通安定対策の実態と課題」(農産物市場研究会1975・3)